

しょう しゃふくし  
障がい者福祉のしおり

れいわ ねん がつはっこう  
【令和8年4月発行】



(やめし市)  
(八女市)

	ページ
はじめに	1
<b>1. 手帳に関すること</b>	
1) 身体障害者手帳	3
2) 療育手帳	4
3) 精神障害者保健福祉手帳	5
<b>2. 医療等に関すること</b>	
1) 自立支援医療制度	
○更生医療	7
○精神通院医療	8
○育成医療	9
2) 重度障がい者医療制度	10
<b>3. 障害者総合支援法に関する給付について</b>	
1) 自立支援給付	13
2) 地域生活支援事業	
○移動支援	15
○日中一時支援	16
○意思疎通支援	18
<b>4. 年金・各種手当</b>	
1) 障害年金	20
2) 特別障害者手当	21
3) 障害児福祉手当	22
4) 特別児童扶養手当	24
<b>5. 用具等の支給</b>	
1) 補装具	26
2) 日常生活用具	28
3) 軽度・中等度難聴児補聴器	42
<b>6. 自動車に関すること</b>	
1) 自動車税	44
2) 軽自動車税	46
3) 自動車運転免許取得費の助成	48
4) 自動車改造費の助成	50
5) 有料道路の割引	51
6) 「ふくおか・まごころ駐車場」制度	55
7) 身体障害者等除外指定車標章	58

<b>7. 税の控除や軽減等</b>	
1) 所得税・住民税の控除	59
2) 相続税の控除	60
3) 贈与税の控除	61
4) 預貯金等の利子非課税	62
<b>8. 公共交通機関・公共料金等の割引</b>	
1) タクシー運賃の割引	63
2) 福祉タクシーの助成	64
3) バス	66
4) J R	66
5) NHK放送受信料の減免	68
6) 携帯電話利用料の割引	69
7) 障害者手帳アプリ「ミライロID」	70
<b>9. 地域支援事業</b>	
1) 八女市障がい者基幹相談支援センター	71
2) 地域生活支援拠点センター事業（すいれん）	71
3) 地域活動支援センター事業	72
4) 発達障がいの相談について	72
5) 福岡県障がい児等療育支援事業について	73
6) 就業・生活の相談について	73
7) 高次脳機能障がいの相談について	74
<b>10. 防災について</b>	
1) 避難行動要支援者支援制度	75
2) F A Xによる緊急情報の配信について	76
<b>11. その他</b>	
1) 心身障がい者扶養共済制度	77
2) 医療的ケア児在宅レスパイト事業	78
3) 肢体不自由児高校奨学金	79
4) 生活福祉資金貸付事業	80
5) 公営住宅について	81
6) 知的障害者相談員	81
7) 身体障害者相談員	82
<b>12. 八女市内の障がい者福祉事業所の情報について</b>	82

## はじめに

### ○ 障害者総合支援法の施行について

平成26年4月から障害者総合支援法が施行されました。この法律は、地域社会における共生の実現に向けて、障がい福祉サービスの充実等障がい者の日常生活および社会生活を総合的に支援するため、新しい障害保健福祉施策を講じたものです。

### ○ 障害者差別解消法の施行について

平成28年4月から障害者差別解消法が施行されました。この法律は、障がいのある方とない方が分け隔てられることなく、すべての国民がお互いに人格と個性を尊重しあって共に暮らせる社会を実現するために制定された法律です。

## ○ 個人番号（マイナンバー）について

平成28年1月からマイナンバー制度の運用開始にともない、各種申請書に個人番号を記入する項目が追加され、窓口における本人確認が必要となりました。申請者のみなさまには下記についてご協力をよろしく願います。

### ◇ 申請者本人が申請書をお持ちいただく場合

申請者が本人であることが確認できるものを持参ください。

例：個人番号カード、運転免許証、障害者手帳など顔写真がついたもの

### ◇ ご家族等の代理人が申請書をお持ちいただく場合

① 手続きを委任されたことを確認します。その方法として本人しか所持していないものを持参ください。

例：申請者本人の運転免許証、障害者手帳、健康保険証など

※上記の対応が難しい場合は委任状が必要となります。

② 代理人が本人であることが確認できるものを持参ください。

例：個人番号カード、運転免許証、障害者手帳など顔写真がついたもの

### ◇ 個人番号を確認します

個人番号カード、個人番号通知カードなどの個人番号が記載してあるものを持参ください

# 1. 手帳に関すること

## 1) 身体障害者手帳

身体に永続する障がいがあると認められた場合、身体障害者手帳の交付を受けることができます。

### ◇対象となる障がい

- ・視覚障害
- ・聴覚障害
- ・平衡機能障害
- ・音声言語機能障害又はそしゃく機能障害
- ・内部障害（心臓、じん臓、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓）
- ・肢体不自由（上肢、下肢、体幹）
- ・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害

### ◇手続き窓口

健康福祉部	福祉課	障がい者福祉係	☎ 23-1335
黒木支所	市民生活福祉係	☎ 42-1463	
立花支所	市民生活福祉係	☎ 23-4932	
上陽支所	市民生活福祉係	☎ 54-2218	
矢部支所	市民生活福祉係	☎ 24-9142	
星野支所	市民生活福祉係	☎ 52-3113	

### ◇必要な書類

- ・身体障害者診断書
- ※診断書は、指定の様式の前記の「手続き窓口」に準備しています。
- ・写真（縦4センチメートル、横3センチメートルの大きさの顔写真）
- ・マイナンバー関連書類（2ページ参照。）

◇留意事項

- ・住所や氏名を変更した場合や、手帳の交付を受けた人が死亡したときには、速やかに前記の「手続き窓口」へ届けてください。
- ・手帳の交付を受けた後、障がいの程度が変わったとき、手帳を失くしたり、破損したときは、申請により手帳が再交付されます。速やかに前記の「手続き窓口」へ届けてください。

2) 療育手帳

知的障がいのある方に対し、申請によって、その障がいの程度により療育手帳が交付されます。

療育手帳の場合は、指定された年限に再判定を受ける必要があります。

◇手続き窓口

健康福祉部	福祉課	障がい者福祉係	☎ 23-1335
くろぎししよ 黒木支所	しみんせいかつふくしがかり 市民生活福祉係	☎ 42-1463	
たちばなししよ 立花支所	しみんせいかつふくしがかり 市民生活福祉係	☎ 23-4932	
じょうようししよ 上陽支所	しみんせいかつふくしがかり 市民生活福祉係	☎ 54-2218	
やべししよ 矢部支所	しみんせいかつふくしがかり 市民生活福祉係	☎ 24-9142	
ほしのししよ 星野支所	しみんせいかつふくしがかり 市民生活福祉係	☎ 52-3113	

◇必要な書類

- ・申請書

※前記の「手続き窓口」に設置していますので申し出てください。

- ・写真（縦4センチメートル、横3センチメートルの大きさの顔写真）

- ・判定書

※判定を受ける所

<p>○18歳未満の方は</p> <p style="text-align: right;">児童相談所</p> <p>福岡県久留米児童相談所</p> <p>〒830-0047</p> <p>久留米市津福本町281</p> <p style="text-align: center;">☎0942-32-4458</p>	<p>○18歳以上の方は</p> <p style="text-align: right;">障がい者更生相談所</p> <p>福岡県障がい者更生相談所</p> <p>〒816-0804</p> <p>春日市原町3丁目1-7</p> <p style="text-align: center;">☎092-586-1055</p>
--	---

◇留意事項

- ・住所や氏名を変更した場合や、手帳の交付を受けた人が死亡したときには、速やかに前記の「手続き窓口」へ届けてください。
- ・手帳の交付を受けた後、障がいの程度が変わったとき、手帳を失くしたり破損したときは、申請により手帳が再交付されます。速やかに前記の「手続き窓口」へ届けてください。

3) 精神障害者保健福祉手帳

一定の精神障がいのある方は、申請によって手帳の交付を受けることができます。手帳の有効期限は2年です。2年ごとに障がいの状態を再認定し、更新します。

◇手続き窓口

健康福祉部	福祉課	障がい者福祉係	☎23-1335
黒木支所	市民生活福祉係		☎42-1463
立花支所	市民生活福祉係		☎23-4932
上陽支所	市民生活福祉係		☎54-2218
矢部支所	市民生活福祉係		☎24-9142



ひつよう しよるい  
◇必要な書類

- ・ 申請書

※前記の「手続き窓口」に設置していますので申し出てください。

- ・ 診断書または、「障害年金証書の写し」と「年金裁定通知書または、直近の振込（支払）通知書の写し」

※診断書は、指定の様式の上記の「手続き窓口」に準備しています。

- ・ 写真（縦4センチメートル、横3センチメートルの大きさの顔写真）
- ・ マイナンバー関連書類（2ページ参照。）

りゆういじこう  
◇留意事項

- ・ 住所や氏名を変更した場合や、手帳の交付を受けた人が死亡したときには、速やかに前記の「手続き窓口」へ届けてください。
- ・ 手帳の交付を受けた後、障がいの程度が変わったとき、手帳を失くしたり破損したときは、申請により手帳が再交付されます。速やかに前記の「手続き窓口」へ届けてください。

## 2. 医療等に関すること

### 1) 自立支援医療費制度（更生医療・精神通院医療・育成医療）

障がいを軽くするためや重くなることを防ぐことを目的とする医療費や精神科の通院にかかる医療費について自己負担が減額されます。

#### ○更生医療

身体に障がいのある方が、当該障がいに対し、確実な治療効果が期待される医療を受ける場合、自立支援医療（更生医療）の適用を受けることができます。

#### ◇対象者

18歳以上で身体障害者手帳をお持ちの方

#### ◇手続き窓口

健康福祉部	福祉課	障がい者福祉係	☎23-1335
黒木支所	市民生活福祉係	☎42-1463	
立花支所	市民生活福祉係	☎23-4932	
上陽支所	市民生活福祉係	☎54-2218	
矢部支所	市民生活福祉係	☎24-9142	
星野支所	市民生活福祉係	☎52-3113	

#### ◇手続き方法（必要な書類）

・医師の意見書

・健康保険を確認できる書類（・マイナ保険証・健康保険資格確認書・保険者から発行された「資格情報のお知らせ」のいずれか）

・所得確認のための同意書

・じん臓機能障害で人工透析療法を受けている場合は、特定疾病療養費受療証のコピー

・マイナンバー関連書類（2ページ参照。）

◇自己負担額

費用の自己負担は、原則1割となります。

※1 世帯（この場合は、健康保険上の世帯を指します）の所得や本人の収入額によって1ヶ月の負担上限額があります。

※2 継続的に相当額の医療費負担が発生する方（「重度かつ継続」）には、月当たりの負担額に上限が設定されます。

○精神通院医療

一定の精神疾患を有する方で、通院による精神医療を継続的に要すると認められる方に対して、通院医療費の補助を行います。

◇対象者

一定の精神疾患を有する方で、通院による精神医療を継続的に要すると認められる方

◇手続き窓口

健康福祉部	福祉課	障がい者福祉係	☎23-1335
黒木支所	市民生活福祉係	☎42-1463	
立花支所	市民生活福祉係	☎23-4932	
上陽支所	市民生活福祉係	☎54-2218	
矢部支所	市民生活福祉係	☎24-9142	
星野支所	市民生活福祉係	☎52-3113	

◇手続き方法（必要な書類）

- ・精神通院医療用診断書（原則2年に1回）
- ・健康保険を確認できる書類（・マイナ保険証・健康保険資格確認書・保険者から発行された「資格情報のお知らせ」のいずれか）
- ・所得確認のための同意書

・マイナンバー関連書類（2ページ参照。）

◇自己負担額

費用の自己負担は、原則1割となります。

※1 世帯（この場合は、健康保険上の世帯を指します）の所得や本人の収入額によって1ヶ月の負担上限額があります。

※2 継続的に相当額の医療費負担が発生する方（「重度かつ継続」）には、月当たりの負担額に上限が設定されます。

○育成医療

◇対象者

18歳未満の児童で身体に障がい、疾病があり、治療により改善が見込まれる方

◇手続き窓口

健康福祉部	福祉課	障がい者福祉係	☎23-1335
黒木支所	市民生活福祉係	☎42-1463	
立花支所	市民生活福祉係	☎23-4932	
上陽支所	市民生活福祉係	☎54-2218	
矢部支所	市民生活福祉係	☎24-9142	
星野支所	市民生活福祉係	☎52-3113	

◇手続き方法（必要な書類）

・医師の意見書

・健康保険を確認できる書類（・マイナ保険証・健康保険資格確認書・保険者から発行された「資格情報のお知らせ」のいずれか）

・じん臓機能障害で人工透析療法を受けている場合は、特定疾病療養費受療証のコピー

・マイナンバー関連書類（2ページ参照。）

◇自己負担額

費用の自己負担は、原則1割になります。

- ※1 世帯（この場合は、健康保険上の世帯を指します）の所得や本人の収入額によって1ヶ月の負担上限額があります。
- ※2 継続的に相当額の医療費負担が発生する方（「重度かつ継続」）には、月当たりの負担額に上限が設定されます。

2) 重度障がい者医療制度

障がいがある方の保健の向上と福祉の増進を図ることを目的として、医療費の一部を公費でまかなう制度です。対象者には、申請により「重度障がい者医療証」を交付します。

◇対象者

次のいずれかに該当している方です。

- ・身体障害者手帳の1級または2級の方
- ・療育手帳の判定がAの方
- ・身体障害者手帳3級かつ療育手帳の判定がBの方
- ・精神障害者保健福祉手帳1級の方

※65歳以上の方は、後期高齢者医療制度への加入が条件となります。

※本人、配偶者及び扶養義務者に対して特別障害者手当に準拠した所得制限があります。

◇手続き窓口

健康福祉部	福祉課	障がい者福祉係	☎23-1335
黒木支所	市民生活福祉係	☎42-1463	
立花支所	市民生活福祉係	☎23-4932	
上陽支所	市民生活福祉係	☎54-2218	

やべししよ  
矢部支所

しみんせいかつふくしがかり  
市民生活福祉係

☎24-9142

ほしのししよ  
星野支所

しみんせいかつふくしがかり  
市民生活福祉係

☎52-3113

### ◇ てつづ ほうほう 手続き方法

しんせい ばあい つぎ ぜんき てつづ まどぐち も  
申請する場合は次のものを前記の「手続き窓口」にお持ちください。

- ・ しょう ていど しょうめい しんたいしょうがいしやてちょう りょういくてちょう せいしん  
障がいの程度を証明するもの（身体障害者手帳、療育手帳、精神  
しょうがいしやほけん ふくしてちょう どう  
障害者保健福祉手帳 等）
- ・ けんこうほけん かくにん しよるい ほけんしょう けんこうほけん しかくかくにんしよ ほけん  
健康保険を確認できる書類（・マイナ保険証・健康保険資格確認書・保険  
しや はっこう しかくじょうほう し  
者から発行された「資格情報のお知らせ」のいずれか）

※カード式保険証をお持ちの方で扶養に入っている場合は、被保険者

ほんにんぶん ひふようしやぶん しょう にんていしや ほけんしょう も くだ  
本人分と被扶養者分（障がい認定者）の保険証をお持ち下さい。

- ・ しょとくしょうめいしよ じゆきゆうしかくにんていすみしょうめいしよ てんにゆう かた  
所得証明書または受給資格認定済証明書（転入の方のみ）
- ・ マイナンバー（こじんばんごう）がわかるもの（こじんばんごう とう）  
（個人番号）がわかるもの（個人番号カード等）

### ◇ じこふたんがく 自己負担額

ほけんてきよう いりょうひ ほんにんふたん かき  
保険適用される医療費についての本人負担は下記のとおりです。

つういん つぎ えんげん ど  
通院 1月に500円限度

にゆういん いっ ばん にち えん つぎ えん にちぶん げん ど  
入院 [一般] 1日に500円、1月に10,000円（20日分）限度

ていしよとく にち えん つぎ えん にちぶん げん ど  
[低所得] 1日に300円、1月に6,000円（20日分）限度

- 「低所得」とは、かにゆう けんこうほけん げんどがくてきよう ひょうじゆんふたん  
ていしよとく 加入している健康保険から「限度額適用・標準負担  
がくげんがくにんていしよ こうふ かた  
額減額認定証」が交付されている方のことをいいます。
- にゆういん つういん  
入院・通院いずれも、それぞれ1医療機関ごとの金額です。
- やっきやく むりょう いんないしよほう やくざい いりょうひ ふく ほん  
薬局は無料（院内処方された薬剤については、医療費に含まれ本  
にんふたん しょう  
人負担が生じます）。
- にゆういん じ しょくじだい きよじゆうひとう ほんにんふたんおよ いりょうほけん てきよう う  
入院時の食事代・居住費等の本人負担及び医療保険の適用を受け  
ひょう  
ない費用については本人負担になります。
- せいしんしょうがいしやほけん ふくしてちょう しかく え かた せいしんびょうしょう にゆういん  
精神障害者保健福祉手帳で資格を得た方は、精神病床への入院  
たいしよ  
は対象になりません。

◇<sup>りゅういじこう</sup>留意事項

- ・<sup>じゅしんじ</sup> 受診時に<sup>けんこうほけんしょう</sup> 健康保険証と<sup>じゅうどしょう</sup> 重度障がい者<sup>しゃいりょうしょう</sup> 医療証の<sup>りょうほう</sup> 両方を<sup>ていじ</sup> 提示してください。
- ・<sup>ほけんいりょうひ</sup> 保険医療費の<sup>しはら</sup> 支払いが<sup>じこふたんがくい</sup> 自己負担額以内になります。
- ・<sup>ふくおかけんがい</sup> 福岡県外の<sup>びょういん</sup> 病院では、<sup>いりょうしょう</sup> 医療証は<sup>しやう</sup> 使用できません。一旦、<sup>いったん</sup> 保険証のみで<sup>いりょうひ</sup> 医療費を<sup>ふたん</sup> 負担していただいた<sup>のち</sup> 後に<sup>ひつようしよるい</sup> 必要書類を<sup>そ</sup> 添えて、<sup>ぜんき</sup> 前記の「<sup>てつづ</sup> 手続き<sup>まどぐち</sup> 窓口」にて<sup>いりょうひ</sup> 医療費の<sup>はら</sup> 払い戻しの<sup>しんせい</sup> 申請をしてください。
- ※<sup>ひつようしよるい</sup> 必要書類につきましては、<sup>ぜんき</sup> 前記の「<sup>てつづ</sup> 手続き<sup>まどぐち</sup> 窓口」におたずねください。

### 3. 障害者総合支援法に関する給付について

#### 1) 自立支援給付

居宅介護（ホームヘルプ）、短期入所及び施設入所等のサービスを利用希望される障がいのある方は、自立支援給付の申請ができます。支給決定後、事業者との契約が必要です。

#### ◇対象者

身体障がいや知的障がい、精神障がいのある方、難病の方

※難病の対象については、下記窓口にお問い合わせください。

※難病の認定に関しては、最初に特定疾病の受給者証、診断書で確認させていただきます。

※申請後、調査員が面接し、心身の状況や106項目の調査をし、障害支援区分を認定します。サービス等利用計画（案）の内容を参考にして、サービスの内容や量などを決めさせていただきます。

#### ◇手続き窓口

健康福祉部	福祉課	障がい者福祉係	☎23-1335
黒木支所	市民生活福祉係	☎42-1463	
立花支所	市民生活福祉係	☎23-4932	
上陽支所	市民生活福祉係	☎54-2218	
矢部支所	市民生活福祉係	☎24-9142	
星野支所	市民生活福祉係	☎52-3113	

#### ◇手続き方法（必要な書類）

- ・手帳
- ・本人の属する世帯の所得及び収入のわかる書類
- ・難病の場合、特定疾病の受給者証または診断書



- ・マイナンバー関連書類（2ページ参照。）

#### ◇自己負担額

原則1割の自己負担があります。

※下記の対象者について申請をしていただきますと利用者負担金の免除を行うことができます。

- ・生活保護法に基づく生活保護世帯
- ・申請者（18歳未満の児童の場合は保護者の属する世帯の世帯員）及び申請者の配偶者の当該年度（4月から6月までの間の利用については、前年度とする。）の市民税が非課税の世帯

※申請書は前記の「手続き窓口」に準備しています。

#### ◇主なサービス

- ・居宅介護（ホームヘルプサービス）

重度の身体障がいや知的障がい、精神障がいのある方は、自宅で入浴、排せつ、食事等の介護、調理、掃除などの支援を受けることができます。

- ・短期入所（ショートステイ）

介護を行う家族等が疾病等の理由により、一時的に自宅で介護を行うことが困難となった場合に、短期間、施設等に入所する制度です。

- ・療養介護

医療を必要とする障がいのある方で、常時介護を必要とする方に、主に昼間に病院や施設で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下の介護、日常生活上の世話等を提供します。

せいかつかいご  
・生活介護

じょうじかいご ひつよう しょう かつた おも ひるま しょうがいしゃしえんしせつ  
常時介護を必要とする障がいのある方に、主に昼間に障害者支援施設  
にゆうよく はい しょくじ かいご そうさくてきかつどう せいさんかつどう きかいとう ていきよう  
入浴・排せつ・食事の介護、創作的活動または生産活動の機会等を提供しま  
す。

しせつ にゆうしょ つうしょ  
・施設への入所・通所など

くわ ぜんき てつづ まどぐち と あ くだ  
※詳しいことは、前記の「手続き窓口」までお問い合わせ下さい。

ちいきせいかつしえんじぎょう  
2) 地域生活支援事業

いどうしえん  
○移動支援

おくがい いどう こんなん しょう かつたおよ しょう じ  
屋外での移動において困難がある障がいのある方及び障がいのある児の  
がいしゅつ しえん おこ  
外出のための支援を行いません。

たいしょうしゃ  
◇対象者

か き ようけん がいとう ふくしじ むしよちょう ひつよう みと かつた  
下記の要件のいずれかに該当し、福祉事務所長が必要と認めた方

- ・身体障害者手帳をお持ちの方  
しんたいしょうがいしゃてちょう も かつた
- ・療育手帳をお持ちの方  
りょういくてちょう も かつた
- ・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方  
せいしんしょうがいしゃほけんふくしてちょう も かつた
- ・難病の方  
なんびょう かつた

てつづ まどぐち  
◇手続き窓口

けんこうふくしぶ 健康福祉部	ふくしか 福祉課	しょう しゃふくしがかり 障がい者福祉係	☎ 2 3 - 1 3 3 5
くろぎししよ 黒木支所	しみんせいかつふくしがかり 市民生活福祉係	☎ 4 2 - 1 4 6 3	
たちばなししよ 立花支所	しみんせいかつふくしがかり 市民生活福祉係	☎ 2 3 - 4 9 3 2	
じょうようししよ 上陽支所	しみんせいかつふくしがかり 市民生活福祉係	☎ 5 4 - 2 2 1 8	
やべししよ 矢部支所	しみんせいかつふくしがかり 市民生活福祉係	☎ 2 4 - 9 1 4 2	
ほしのししよ 星野支所	しみんせいかつふくしがかり 市民生活福祉係	☎ 5 2 - 3 1 1 3	

◇必要な書類

- ・本人等の所得及び収入のわかる書類

◇手続き方法

地域生活支援事業利用申請書を提出してください。事業利用の決定後、市が事業を委託している社会福祉法人等に直接依頼してください。

※事業を委託している社会福祉法人等についての詳細は、福祉課障がい者福祉係（☎ 23-1335）までおたずねください。

◇負担金額

原則として費用の0.5割負担となります。

※1 下記の対象者について申請をしていただきますと利用者負担金の免除を行うことができます。

- ・生活保護法に基づく生活保護世帯

- ・申請者が18歳以上の場合は申請者及び申請者の配偶者（18歳未満の児の場合は保護者の属する世帯の世帯員）の当該年度（4月から6月までの間の利用については、前年度とする。）の市民税が非課税の世帯

※2 申請書は前記の「手続き窓口」に準備しています。

○日中一時支援

障がいのある方及び障がいのある児を日中預かることにより、家族等の介助者の休息を図るサービスです。

◇対象者

下記の要件のいずれかに該当し、福祉事務所長が必要と認めた方

- ・身体障害者手帳をお持ちの方
- ・療育手帳をお持ちの方
- ・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

なんびょう かた  
・ 難病の方

てつづ まどぐち  
◇ 手続き窓口

けんこう ふくしよ 健康福祉部	ふくしか 福祉課	しょう しゃふくしがかり 障がい者福祉係	☎ 23-1335
くろぎししよ 黒木支所	しみんせいかつふくしがかり 市民生活福祉係	☎ 42-1463	
たちばなししよ 立花支所	しみんせいかつふくしがかり 市民生活福祉係	☎ 23-4932	
じょうようししよ 上陽支所	しみんせいかつふくしがかり 市民生活福祉係	☎ 54-2218	
やべししよ 矢部支所	しみんせいかつふくしがかり 市民生活福祉係	☎ 24-9142	
ほしのししよ 星野支所	しみんせいかつふくしがかり 市民生活福祉係	☎ 52-3113	

ひつよう しよるい  
◇ 必要な書類

- ほんにんとう しょとくおよ しゅうにゆう しよるい  
・ 本人等の所得及び収入のわかる書類
- かんれんしよるい さんしよ  
・ マイナンバー関連書類（2ページ参照。）

てつづ ほうほう  
◇ 手続き方法

ちいきせいかつしえんじぎょうりょうしんせいしよ ていしゆつ じぎょうりょう けつていご し  
地域生活支援事業利用申請書を提出してください。事業利用の決定後、市  
が事業を委託している社会福祉法人等に直接依頼してください。

じぎょう いたく しゃかいふくしほうじんとく ちやくせついらい  
※事業を委託している社会福祉法人等についての詳細は、福祉課障がい者  
福祉係（☎ 23-1335）までおたずねください。

ふたんきんがく  
◇ 負担金額

げんそく ひよう わりふたん  
原則として費用の0.5割負担となります。

- ※1 かき たいしよしゃ しんせい りようしゃふたんきん  
下記の対象者について申請をさせていただきますと利用者負担金  
の免除を行うことができます。

- せいかつほごほう もと せいかつほごせたい  
・ 生活保護法に基づく生活保護世帯

- しんせいしや さいいじよう ばあい しんせいしやおよ しんせいしや はいぐうしや さいみ  
・ 申請者が18歳以上の場合は申請者及び申請者の配偶者（18歳未  
満の児の場合は保護者の属する世帯の世帯員）の当該年度（4月か  
ら6月までの間の利用については、前年度とする。）の市民税が  
非課税の世帯

※2 申請書は前記の「手続き窓口」に準備しています。

### ○意思疎通支援

意思疎通に支障がある障がいのある方に対して手話通訳者または、要約筆記者の派遣などを行い、コミュニケーションを円滑に仲介するサービスです。

### ◇対象者

身体障害者手帳をお持ちの方で下記のいずれかに該当する方

- ・聴覚障害
- ・音声機能障害
- ・言語機能障害

※ボランティア団体等が、聴覚に障がいのある方等の社会参加促進のための事業等を行なう場合、通訳者の派遣申請ができます。

### ◇通訳者派遣の対象

- ・市主催事業
- ・聴覚に障がいのある方等の社会参加促進を目的に、障がい者団体等が主催する事業
- ・市長が聴覚に障がいのある方等の社会参加促進の観点から必要と認めたもの
- ・官公庁、医療機関及び教育機関等における相談

### ◇手続き窓口

健康福祉部	福祉課	障がい者福祉係	☎ 23-1335
黒木支所	市民生活福祉係	☎ 42-1463	
立花支所	市民生活福祉係	☎ 23-4932	
上陽支所	市民生活福祉係	☎ 54-2218	
矢部支所	市民生活福祉係	☎ 24-9142	
星野支所	市民生活福祉係	☎ 52-3113	

◇<sup>てつづ</sup> <sup>ほうほう</sup>手続き方法

<sup>つうやく</sup> <sup>ひつよう</sup>通訳を必要とする3日<sup>にちまえ</sup>前までに市<sup>し</sup>が<sup>いたく</sup>委託している法人等<sup>ほうじんとう</sup>に対し、<sup>たい</sup>手話通<sup>しゅわつう</sup>  
<sup>やくしゃ</sup>訳者・<sup>ようやく</sup>要約<sup>ひつき</sup>筆記者<sup>しや</sup>派遣<sup>はけん</sup>申込書<sup>もうしこみしょ</sup>を<sup>ていしゅつ</sup>提出してください。

<sup>もうしこみしょ</sup> <sup>ほんごう</sup>(申込書FAX番号 22-7099)

※市<sup>し</sup>が<sup>いたく</sup>委託している法人等<sup>ほうじんとう</sup>の詳細<sup>しょうさい</sup>は、<sup>じぜん</sup>事前に<sup>ふくしかしやう</sup>福祉課障がい者福祉係<sup>しやふくしがかり</sup>

(☎ 23-1335) までおたずねください。

## 4. 年金・各種手当

### 1) 障害年金

障害年金は、病気やケガによって生活や仕事などが制限されるようになった場合に、現役世代の方も含めて受け取ることが出来る年金です。

障害年金には、「障害基礎年金」「障害厚生年金」があり、病気やけがで初めて医師または歯科医師（以下「医師等」といいます）の診療を受けたときに国民年金に加入していた場合は「障害基礎年金」、厚生年金保険に加入していた場合は「障害厚生年金」が請求できます。

なお、障害厚生年金に該当する状態よりも軽い障害が残ったときは、障害手当金（一時金）を受け取ることができる制度があります。

また、障害年金を受け取るには、年金の保険料納付状況などの条件が設けられています。

### ◇手続き窓口

最寄りの年金事務所または、下記の八女市役所関係部署におたずねください

※日本年金機構 久留米年金事務所（障害基礎年金、障害厚生年金）

〒830-8501 久留米市諏訪野町2401

（☎ 0942-33-6192）

※八女市役所関連部署（障害基礎年金）

市民部	市民課	市民・年金係	☎23-1115
黒木支所	市民生活福祉係	☎42-1113	
立花支所	市民生活福祉係	☎23-4932	
上陽支所	市民生活福祉係	☎54-2218	
矢部支所	市民生活福祉係	☎24-9142	
星野支所	市民生活福祉係	☎52-3113	

とくべつしょうがいしやてあて  
2) 特別障害者手当

身体等に重度な障がいがあるため日常生活において、常時介護を必要とする  
在宅の方に対して支給します。

※グループホームに入所されてある方も支給の対象になります。

◇対象者

20歳以上の方で、次の障がいを重複して有する方または、これに準ずる  
程度の障がいを有する方

①以下のいずれかに該当するもの

- ・両眼の視力がそれぞれ0.03以下のもの、又は一眼の視力が0.04、他眼の視力が  
手動弁以下のもの
- ・ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の1/4視標による周辺視  
野角度の和がそれぞれ80度以下かつ1/2視標による両眼中心視野角度  
が28度以下のもの
- ・自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼  
中心視野視認点数が20点以下のもの

②両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの

- ③両上肢の機能に著しい障がいを有するもの、両上肢のすべての指を欠く  
ものまたは、両上肢のすべての指の機能に著しい障がいを有するもの
- ④両下肢の機能に著しい障がいを有するものまたは、両下肢を足関節以上で  
欠くもの

⑤体幹の機能に座っていることができない程度または、立ち上がることのでき  
ない程度の障がいを有するもの

⑥前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障がいまたは、長期にわたる安静  
を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、  
日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの

⑦精神の障がいであって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの

◇手続き窓口

健康福祉部

福祉課

障がい者福祉係

☎23-1335



くろぎししよ 黒木支所	しみんせいかつふくしがかり 市民生活福祉係	☎ 4 2 - 1 4 6 3
たちばなししよ 立花支所	しみんせいかつふくしがかり 市民生活福祉係	☎ 2 3 - 4 9 3 2
じょうようししよ 上陽支所	しみんせいかつふくしがかり 市民生活福祉係	☎ 5 4 - 2 2 1 8
やべししよ 矢部支所	しみんせいかつふくしがかり 市民生活福祉係	☎ 2 4 - 9 1 4 2
ほしのししよ 星野支所	しみんせいかつふくしがかり 市民生活福祉係	☎ 5 2 - 3 1 1 3

#### ◇手続き方法（必要な書類）

- ・障がい者本人の年金証書のコピーまたは、年金受領額のわかるもの（預金通帳、振込通知書等）のコピー
  - ・身体障害者手帳または、療育手帳（交付されている方のみ）
  - ・振込みを希望する預金口座が確認できるもの（預金通帳等）
- その他必要書類は前記窓口に備え置いてありますのでおたずねください。

#### ◇手当額

月額 30, 450円（令和8年4月現在）  
※年4回の支払となります

#### ◇留意事項

- ・社会福祉施設等に入所している場合や病院や診療所等に継続して3ヶ月を超えて入院した場合は、特別障害者手当は該当しません。
- ・本人及び扶養義務者の前年の所得が基準額を超えている場合は、支給の制限があります。

### 3) 障害児福祉手当

身体等に重度な障がいがあるため日常生活において、常時介護を必要とする在宅の障がいのある児に対して支給します。

たいしょうしゃ  
◇対象者

つぎ しょう ゆう さい み まん かた  
次の障がい者を有する20歳未満の方

① 1 良い方の目の視力が0.02以下のもの

もしくは良い方の目の視力が0.03以下のもの、又は良い方の目の視力が  
0.04かつ他方の目の視力が手動弁以下のものであり、かつ、両眼による  
視野が手動弁以下のものであり、かつ、両眼による視野が2分の1以上欠損  
したもの

② 2 両耳の聴力が補聴器を用いても音声を識別できない程度のもの

③ 3 両上肢の機能に著しい障がい者を有するもの

④ 4 両上肢のすべての指を欠くもの

⑤ 5 両下肢の用を全く廃したもの

⑥ 6 両大腿を2分の1以上失ったもの

⑦ 7 体幹の機能に座っていることができない程度の障がい者を有するもの

⑧ 8 精神の障がいであって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの

⑨ 9 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障がいまたは、長期にわたる安静  
を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、  
日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの

⑩ 10 身体の機能の障がい若しくは病状または、精神の障がい重複する場合  
であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの

てつづ まどぐち  
◇手続き窓口

健康福祉部	福祉課	障がい者福祉係	☎ 23-1335
黒木支所	市民生活福祉係	☎ 42-1463	
立花支所	市民生活福祉係	☎ 23-4932	
上陽支所	市民生活福祉係	☎ 54-2218	
矢部支所	市民生活福祉係	☎ 24-9142	
星野支所	市民生活福祉係	☎ 52-3113	

◇<sup>てつづ ほうほう ひつよう しょるい</sup>手続き方法（必要な書類）

- ・<sup>しんたいしょうがいしゃてちよう りょういくてちよう こうふ かた</sup>身体障害者手帳または、療育手帳（交付されている方のみ）
- ・<sup>ふりこ きぼう よきんこうざ かくにん よきんつうちょうとう</sup>振込みを希望する預金口座が確認できるもの（預金通帳等）

その他必要書類は前記窓口に備え置いてありますのでおたずねください。

◇<sup>てあてがく</sup>手当額

<sup>げつがく</sup>月額 16,560円（令和8年4月現在）

※<sup>ねん かい しはらい</sup>年4回の支払となります

◇<sup>りゆういじこう</sup>留意事項

- ・<sup>じどうにゆうしょしせつ しゃかいふくししせつとう にゆうしょ ばあい しょう</sup>児童入所施設または、社会福祉施設等に入所している場合や障がいを  
<sup>しきゆうじゆう ねんきん じゆきゆう ばあい しょうがいじふくしてあて がいとう</sup>支給事由とする年金を受給している場合は、障害児福祉手当は該当しません。
- ・<sup>ほんにんおよ ふようぎむしゃ ぜんねん しょとく きじゆんがく こ ばあい しきゆう せいげん</sup>本人及び扶養義務者の前年の所得が基準額を超えている場合は、支給の制限  
があります。

4) <sup>とくべつじどうふようてあて</sup>特別児童扶養手当

<sup>しょう ていど こくみんねんきんほう きゆうおよ きゆう そうとう しょう じょうたい</sup>障がいの程度が国民年金法の1級及び2級に相当する障がいの状態にある20歳未満の児童を監護している父か母、または父母に代わって、その児童  
<sup>さいみまん じどう かんご ちち はは ちちはは か じどう</sup>を養育している方に支給されます。ただし、次のいずれかに該当するときは、  
<sup>よういく かた しきゆう つぎ がいとう</sup>手当は支給されません。

- ・<sup>たいしょうじどう にほんこくない じゆうしょ ばあい</sup>対象児童が、日本国内に住所がない場合
- ・<sup>たいしょうじどう しょう しきゆうじゆう こうてきねんきん じゆきゆう ばあい</sup>対象児童が、障がいを支給事由とする公的年金を受給できる場合
- ・<sup>たいしょうじどう じどうふくししせつとう にゆうしょ ばあい</sup>対象児童が、児童福祉施設等に入所している場合
- ・<sup>せいきゆうしやおよ ふようぎむしゃ しょとく きじゆんがく こ ばあい</sup>請求者及び扶養義務者の所得が基準額を超えている場合

◇<sup>てつづ まどぐち</sup>手続き窓口

<sup>けんこうふくしぶ</sup> 健康福祉部	<sup>こそだ しえんか</sup> 子育て支援課	<sup>こどもしえんがかり</sup> こども支援係	☎24-9342
<sup>くろぎししよ</sup> 黒木支所	<sup>しみんせいかつふくしがかり</sup> 市民生活福祉係		☎42-1463
<sup>たちばなししよ</sup> 立花支所	<sup>しみんせいかつふくしがかり</sup> 市民生活福祉係		☎23-4932
<sup>じょうようししよ</sup> 上陽支所	<sup>しみんせいかつふくしがかり</sup> 市民生活福祉係		☎54-2218

やべししよ  
矢部支所

しみんせいかつふくしがかり  
市民生活福祉係

☎24-9142

ほしのししよ  
星野支所

しみんせいかつふくしがかり  
市民生活福祉係

☎52-3113

◇手続き方法（請求に必要な書類）

こせきとうほん せいきゆうしゃおよ たいしょうじどう  
・戸籍謄本（請求者及び対象児童）

とくべつじどうふようてあてにんていしんだんしょ  
・特別児童扶養手当認定診断書

りょういくてちょう も かた しんだんしょ しょうりやく  
※療育手帳（A判定）をお持ちの方は診断書を省略できます。

しんたいしょうがいしゃてちょう も かた しょう ていど しんだんしょ しょうりやく  
※身体障害者手帳をお持ちの方は障がいの程度によって診断書を省略で  
きる場合がありますので、上記の「手続き窓口」にお尋ねください。

こうしんづき す てちょう しんだんしょ しょうりやく  
※更新月を過ぎている手帳では、診断書の省略はできません。

しょう べつ ようしき じょうき てつづ まどぐち もう で  
※障がい別に様式がありますので上記の「手続き窓口」に申し出てください。

せいきゆうしゃおよ たいしょうじどう  
・請求者及び対象児童のマイナンバーがわかるもの

せいきゆうしゃ ちち はは よういくしゃとう めいぎ つうちょう  
・請求者（父か母または養育者等）名義の通帳

ちちはは じどう よういく ばあい げんそく こうじょうてき しょうとく たか  
※父母がともに児童を養育している場合は、原則として、恒常的に所得の高  
い方（生計中心者）が請求者になります。

◇手当額

きゆう げつがく えん れいわ ねん がつげんざい  
・1級 月額 58,450円（令和8年4月現在）

きゆう げつがく えん れいわ ねん がつげんざい  
・2級 月額 38,930円（令和8年4月現在）

ねん かい しはらい  
※年3回の支払となります

## 5. 用具等の支給

### 1) 補装具

身体に障がいのある方及び障がいのある児、難病の方、の障がいのある部分を補って必要な身体機能を獲得または、補うための用具の交付及び修理を行います。

#### ◇対象者

身体障害者手帳の交付を受けた方、難病の方（対象となる難病に關しましては、下記窓口までお問い合わせください。）

#### ◇手続き窓口

健康福祉部	福祉課	障がい者福祉係	☎ 23-1335
黒木支所	市民生活福祉係	☎ 42-1463	
立花支所	市民生活福祉係	☎ 23-4932	
上陽支所	市民生活福祉係	☎ 54-2218	
矢部支所	市民生活福祉係	☎ 24-9142	
星野支所	市民生活福祉係	☎ 52-3113	

#### ◇手続き方法（必要な書類）

- 身体障害者手帳
  - 指定する業者による見積書
  - 指定医師による意見書及び処方箋（品目によっては、必要な場合があります。）
- ※意見書・処方箋の用紙は、前記の「手続き窓口」にあります。

#### ◇費用負担

原則として費用の1割負担となります。

●利用者負担金の免除

下記の対象者について申請をしていただきますと利用者負担金の免除を行うことができます。

- ・生活保護法に基づく生活保護世帯
  - ・申請者が18歳以上の場合は申請者及び申請者の配偶者（18歳未満の児の場合は保護者の属する世帯の世帯員）の当該年度（4月から6月までの間の利用については、前年度とする。）の市民税が非課税の世帯
- ※申請書は前記の「手続き窓口」に準備しています。

◇主な補装具

	主な補装具
目の不自由な方	視覚障害者安全杖、義眼、遮光眼鏡、弱視眼鏡、矯正用眼鏡
耳の不自由な方	ポケット型補聴器、耳掛け型補聴器、高度難聴用・重度難聴用補聴器、耳あな型補聴器、骨導式補聴器、人工内耳用音声信号処理装置の修理
肢体の不自由な方	装具、義肢、車いす、電動車いす、座位保持装置、歩行器、歩行補助杖
内部障害 ・心臓機能障害 ・じん臓機能障害 ・呼吸器機能障害	車いす

※補装具の種類によっては障がいの程度により基準があり、医師の意見書や処方箋により障がい者更生相談所の判定が必要ですから事前に相談して下さい。

※18歳未満の方のみ…座位保持いす、起立保持具、頭部保持具等

◇留意事項

・補装具の交付または、修理に関しては、補装具ごとに障がいの種別・程度の要件があります。

※詳細は、前記の「手続き窓口」におたずねください。

・他の制度（介護保険、労災保険等）の該当の場合は、その制度が優先されます。

2) 日常生活用具

身体に障がいのある方及び障がいのある児、難病の方の在宅での生活をより快適に暮らすことができるように用具の給付を行ないます。

◇対象者

身体障害者手帳、療育手帳の交付を受け、在宅で生活している方

◇手続き窓口

健康福祉部	福祉課	障がい者福祉係	☎ 23-1335
くろぎししよ 黒木支所	しみんせいかつふくしがかり 市民生活福祉係	☎ 42-1463	
たちばなししよ 立花支所	しみんせいかつふくしがかり 市民生活福祉係	☎ 23-4932	
じょうようししよ 上陽支所	しみんせいかつふくしがかり 市民生活福祉係	☎ 54-2218	
やべししよ 矢部支所	しみんせいかつふくしがかり 市民生活福祉係	☎ 24-9142	
ほしのししよ 星野支所	しみんせいかつふくしがかり 市民生活福祉係	☎ 52-3113	

◇手続き方法（必要な書類）

・指定する業者による日常生活用具の見積書等  
・医師による意見書（品目によっては、必要な場合があります。）

※意見書の用紙は、前記の「手続き窓口」にあります。

・八女市に課税資料がない場合は、前住所地での所得課税証明

おも にちじょうせいかつようぐ  
◇主な日常生活用具

区分	種目	対象者	性能等	耐用年数	給付限度額(円)
介護訓練支援用具	特殊寝台	<p>(1) 下肢又は体幹機能障がい2級以上の者</p> <p>(2) 難病患者等で下肢又は体幹機能に障がいのあるもの</p>	<p>腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能有するもの</p>	8年	154,000
	特殊マット	<p>(1) 下肢又は体幹機能障がい1級の者(常時介護を要する者とする。)</p> <p>(2) 下肢又は体幹機能障がい児の場合は、2級以上で原則として3歳以上のもの</p> <p>(3) 知的障がい者・児の重度又は最重度であるもの</p> <p>(4) 難病患者等で寝たきりの状態にあるもの</p>	<p>じょくそうの防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止するためマット(寝具)にビニール等の加工をしたもの</p>	5年	19,600
	特殊尿器	<p>(1) 下肢又は体幹機能障がい1級の者・児(常時介護を要する者とする。児童の場合は、学齢児以上の者とする。)</p> <p>(2) 難病患者等で自力で排尿できないもの</p>	<p>尿が自動的に吸引されるもので、障がい者・児又は介護者が容易に使用し得るもの</p>	5年	67,000



くぶん 区分	しゆもく 種目	たいしやうしや 対象者	せいゆうとう 性能等	たいやう 耐用 ねんすう 年数	きゆうふ 給付 げんどうがく 限度額 えん (円)
	にゆうよくたんか 入浴担架	かしまた たいかんきのうしやう 下肢又は体幹機能障がい2 級以上の者・児（入浴に きゆういじやう もの じ にゆうよく あ 当たって、家族等他人の かぞくとうたにん かいじよ 介助を要する者とする。 じどう ばあい げんそく 児童の場合は、原則として さいいじやう もの 3歳以上の者とする。）	しやう しや し たんか 障がい者・児を担架 の に乗せたままリフト そうち にゆうよく 装置により入浴さ せるもの	ねん 5年	82,000
じりつ 自立 せいせい 生し 支え 用	たいいこうかんき 体位交換器	(1) かしまた たいかんきのう 下肢又は体幹機能 障がい2級以上の もの じ したぎこうかんとう あ 者・児（下着交換等に当 かぞくとうたにん た 当たって、家族等他人の かいじよ 介助を要する者とする。 じどう ばあい げんそく 児童の場合は、原則とし さいいじやう もの て3歳以上の者とし る。） (2) なんびやうかんじやとう ね 難病患者等で寝 じやうたい たきりの状態である	かいじよしやしやう もの 介助者障がい者が しやう しやう もの たいい 障がい者の体位を こうかん 交換させるのに容易 しやう う に使用し得るもの	ねん 5年	15,000
	いどうやう 移動用 リフト	(1) かしまた たいかんきのう 下肢又は体幹機能 障がい2級以上の もの じ じどう ばあい 者・児（児童の場合は、 げんそく 原則として3歳以上の さいいじやう もの 者とする。） (2) なんびやうかんじやとう 難病患者等で かしまた たいかんきのう しやう 下肢又は体幹機能に障 がいのあるもの	かいじよしや じゆうどしやう 介助者が重度障が しや いどう いを移動させるに あ 当たって、容易に使用 しやう しやう し得るもの。ただし、 てんじやうそうこうがた た 天井走行型その他 じゆうたくかいしゅう とこな 住宅改修を伴うも のを除く。	ねん 8年	159,000
	くんれん 訓練いす	かしまた たいかんきのうしやう 下肢又は体幹機能障がい きゆういじやう じどう げんそく 2級以上の児童（原則と さいいじやう もの して3歳以上の者とする。）	げんそく ふぞく 原則として付属のテ ーブルをつけるもの	ねん 5年	33,100
	くんれんやう 訓練用 ベッド	(1) かしまた たいかんきのう 下肢又は体幹機能 障がい2級以上の もの じ げんそく 者・児（原則として がくれいじいじやう もの 学齡児以上の者とする。） (2) なんびやうかんじやとう 難病患者等で かしまた たいかんきのう しやう 下肢又は体幹機能に障 がいのあるもの	うでまた あし くんれん 腕又は脚の訓練が きく そな できる器具を備えた もの	ねん 8年	159,200

くぶん 区分	しゆもく 種目	たいしようしや 対象者	せいゆうとう 性能等	たいよう 耐用 ねんすう 年数	きゆうふ 給付 げんどがく 限度額 えん (円)
	にゆうよくほじよ 入浴補助 ようぐ 用具	<p>(1) か した たいかんきのう 下肢又は体幹機能 しょう しゃ じ 障がい者・児であって、 にゆうよく かいじよ よう 入浴に介助を要するもの げんそく さいいじょう (原則として3歳以上の もの 者)とする。</p> <p>(2) なんびょうかんじやとう 難病患者等で にゆうよく かいじよ よう 入浴に介助を要するも の</p>	<p>にゆうよくし いどう ざい 入浴時の移動、座位 ほじ よくそ の保持、浴槽への にゆうすいと う ほじよ 入水等を補助でき、 しょう しゃ じまた 障がい者・児又は かいじよしや ようい 介助者が容易に使 よう う 用し得るもの。ただ し、設置に当たり、 じゅうたくかいしゅう ともな 住宅改修を伴う ものを除く。</p>	8年	90,000
	べんき 便器	<p>(1) か した たいかんきのう 下肢又は体幹機能 しょう しゃ じ ようい 障がい者・児が容易 きゅういじょう に使用し得るもの。 て (手すりをつけるこ とができる。)ただし、 とりか 取替えに当たり じゅうたくかいしゅう ともな 住宅改修を伴う ものを除く。</p> <p>(2) なんびょうかんじやとう 難病患者等で じょうじかいご よう 常時介護を要するもの</p>	<p>しょう しゃ じ ようい 障がい者・児が容易 きゅう う に使用し得るもの。 て (手すりをつけるこ とができる。)ただし、 とりか 取替えに当たり じゅうたくかいしゅう ともな 住宅改修を伴う ものを除く。</p>	8年	4,450
	とうぶ 頭部 ほごぼう 保護帽	<p>ちてきしょう しゃ じ じゅうどまた 知的障がい者・児の重度又 さいじゅうど は最重度であるもので、てん ほっさとう はんざつ かんの発作等により煩雑に てんとう 転倒するもの</p>	<p>てんとう しょうげき 転倒の衝撃から とうぶ ほご 頭部を保護できるも の</p>	3年	12,160
	ほこう 歩行 ほじよ 補助つえ いっほんづえ (一本杖の み)	<p>へいこうきのうまた か し も 平衡機能又は下肢若しくは たいかんきのう しょう ゆう 体幹機能に障がい有する もの じ じどう ばあい げんそく 者・児(児童の場合は、原則 がくれいじいじょう もの として学齢児以上の者とす る。)</p>	<p>しょう しゃ じ ようい 障がい者・児が容易 しょう う に使用し得るもの</p>	3年	3,000

くぶん 区分	しゆもく 種目	たいしやうしや 対象者	せいゆうとう 性能等	たいよう 耐用 ねんすう 年数	きゆうふ 給付 げんごがく 限度額 えん (円)
	ほこう 歩行 しえん 支援 ようぐ 用具	<p>(1) へいこうきゆうまた か し 平衡機能又は下肢 も たいかんきのう しやう 若しくは体幹機能に障 がい(ゆう か ていない がいを有し、家庭内の いどうとう かいじよ 移動等)において介助を ひつよう もの じどう 必要とする者(児童の ばあい げんそく さい 場合は、原則として3歳 いじよう もの 以上の者とする。)</p> <p>(2) なんびやうかんじゃとう 難病患者等で か しきのう しやう 下肢機能に障がいのあ るもの</p>	<p>おおむね次のような せいゆう とう 性能を有する手す り、スロープ等であ ること。 ア 障がい児の しんたいきのう じやうたい 身体機能の状態 を十分踏まえた ものであって、 ひつよう きやうど 必要な強度と あんぜんせい ゆう 安全性を有するも の イ てんとうよぼう た 転倒予防、立ち あ どうさほじよ 上がり動作補助、 いじようどうさほじよ 移譲動作の補助、 だんさかいしやうとう 段差解消等の ようぐ 用具とする。ただ し、設置に当たり じゆうたくかいしゆう ともな 住宅改修を伴 うものを除く。</p>	8年	60,000
とくしゆ 特殊 べんき 便器		<p>(1) じやうししやう きゆう 上肢障がい2級 いじよう もの じ 以上の者・児</p> <p>(2) ちてきしやう しゃ じ 知的障がい者・児 じゆうどまた さいじゆうど の重度又は最重度であ くんれん おこな みづか り訓練を行っても自 はいべんご しより こんなん ら排便後の処理が困難な もの(じどう ばあい げんそく 児童の場合、原則 がくれいじいじよう もの として学齢児以上の者と する。)</p> <p>(3) なんびやうかんじゃとう 難病患者等で じやうしきのう しやう 上肢機能に障がいのあ るもの</p>	<p>あしぶ おんすい 足踏みペダルで温水 おんぶう だ う 温風を出し得るもの およ ちてき しやう 及び知的障がい しゃ じ かいご 者・児を介護している ものが容易に使用し 得るもの。ただし、 とりか あり 取替えに当たり じゆうたくかいしゆう ともな 住宅改修を伴う ものを除く。</p>	8年	151,200

くぶん 区分	しゆもく 種目	たいしやうしや 対象者	せいのうとう 性能等	たいよう 耐用 ねんすう 年数	きゆうふ 給付 げんどがく 限度額 えん (円)
	かさい 火災 けいほうき 警報器	<p>い か ころもく がいとう 以下の項目にすべて該当す る者とする。</p> <p>ア 児 童 相 談 所 又 は 障 が い 者 更 生 相 談 所 に お い て 知 的 障 が い 者 ・ 児 と し て 判 定 さ れ 、 障 が い 程 度 が 重 度 又 は 最 重 度 で あ る 者 及 び 視 覚 障 が い ・ 聴 覚 障 が い の 等 級 2 級 以 上 ( 火 災 発 生 の 感 知 及 び 避 難 が 著 し く 困 難 な 障 が い 者 や 難 病 患 者 等 の み の 世 帯 及 び こ れ に 準 ず る 世 帯 と す る 。 ) の 者</p> <p>イ 前 年 度 市 民 税 の 非 課 税 世 帯</p> <p>ウ 設 置 す る 建 物 が 申 請 者 又 は 申 請 者 と 生 計 を 同 一 に す る 者 の 所 有 で あ る こ と 。</p>	<p>しつない かさい けむりまた 室内の火災を煙又 は熱により感知し、 音又は光を発生し、 屋外にも警報ブザー で知らせ得るもの</p>	8年	15,500
	じどう 自動 しょうかき 消火器	じようき おな 上記に同じ。	<p>しつないおんど いじよう 室内温度の異常 上昇又は炎の 接触で自動的に 消火液を噴射し、 初期火災を消火し得 るもの</p>	8年	28,700
	でんじ 電磁 ちようりき 調理器	<p>(1) 視 覚 障 が い 2 級 以 上 の 者 ( 聴 覚 障 が い 者 の み の 世 帯 及 び こ れ に 準 ず る 世 帯 と す る 。 )</p> <p>(2) 知 的 障 が い 者 ・ 児 の 重 度 又 は 最 重 度 で あ っ て 1 8 歳 以 上 の も の</p>	<p>しかくしやう しゃおよ 視覚障がい者及び 知的障がい者が 容易に使用し得るも の</p>	6年	41,000

くぶん 区分	しゆもく 種目	たいしやうしや 対象者	せいゆうとう 性能等	たいよう 耐用 ねんすう 年数	きゆうふ 給付 げんごがく 限度額 えん (円)
	ほこうじかん 歩行時間 えんちやう 延長 しんごうきよこがた 信号機用小型 そうしんき 送信機	しかくしやう 視覚障がい2級以上の しやじじどうばあい 者・児(児童の場合は、原則 がくれいじいじやう として学齢児以上の者とす る。)	しかくしやう 視覚障がい者・児が よういしやう 容易に使用し得るも の	ねん 10年	7,000
	ちやうかくしやう 聴覚障がい者用屋内 しんごうきよこ 信号装置	ちやうかくしやう 聴覚障がい2級以上の者 ちやうかくしやう (聴覚障がい者のみの せたいおよ 世帯及びこれに準ずる世帯 にちじやうせいかつじやうひつやう で日常生活上必要と認め せたい られる世帯)	おと おんせいとう 音、音声等を視覚、 しよつかくとう 触覚等により知覚 できるもの	ねん 10年	87,400
	ちやうかくしやう 聴覚障がい者用目覚 まし時計	ちやうかくしやう 聴覚障がい2級以上の しやじじどうばあい の者・児(児童の場合は、 げんそく 原則として学齢児以上の もの 者とする。)	しんどうとう 振動等により知覚で きるもの	ねん 8年	15,300
ざいたく 在宅 りやうやうとう 療養等 しえん 支援助 く具 用	とうせきえき 透析液 かおんき 加温器	じんぞうきのうしやう 腎臓機能障がい3級以上 じこれんぞくすいこうしきふくまくかん で自己連続携行式腹膜灌 りゆうほう 流法(CAPD)による とうせきりやうほう おこな 透析療法を行う者(児童 ものじどう の場合、原則として3歳 さい 以上の者とする。)	とうせきえき 透析液を加温し、 かおん 一定温度に保つもの。 いっていおんど 視覚障がい者及び知 たも 覚障がい者が容易に しやおよち 使用し得るもの	ねん 5年	51,500
	ネブライザー きゆうにゆうき (吸入器)	(1) こきゆうききのうしやう 呼吸器機能障がい きゆういじやうまた 3級以上又は同等の どうとう 障がいをも有する者で しやう 必要と認められる者・児 ひつやう (児童の場合は、原則と しやじ して学齢児以上の者とす る。) (2) なんびやうかんじやとう 難病患者等で こきゆうききのう 呼吸器機能に障がいの しやう あるもの	しやう 障がい者・児が容易 に使用し得るもの	ねん 5年	36,000

くぶん 区分	しゆもく 種目	たいしやうしや 対象者	せいゆうとう 性能等	たいよう 耐用 ねんすう 年数	きゆうふ 給付 げんどがく 限度額 えん (円)
	でんきしき 電気式たん きゆういんき 吸引器	(1) 呼吸器機能障がい 3級以上又は、同等の 障がいをも有する者で 必要と認められる者・児 (児童の場合は、原則と して学齢児以上の者とす る。) (2) 難病患者等 呼吸器機能に障がい のある者	障がい者・児が容易 に使用し得るもの	5年	56,400
	さんそ 酸素ポンペ うばんしや 運搬車	医療保険における在宅酸素 療法を行う者	障がい者が容易に 使用し得るもの	10年	17,000
	どうみやくけつちゆう 動脈血中 さんそほうわど 酸素飽和度 そくていき 測定器(パル スオキシメー ター)	人工呼吸器の装着が必要 なもの な者	呼吸状態を継続的 にモニタリングする ことが可能な機能を 有し、障がい者や 難病患者等が容易 に使用し得るもの	—	157,500 いっ かい 回 かぎ 限 り
	いりようききよう 医療機器用 バッテリー	(1) 人工呼吸器、ネブラ イザー又は電気式たん吸引 器を使用している者・児(ネ ブライザー又は電気式たん 吸引器を使用している者・ 児については、ネブライザー 又は電気式たん吸引器の 対象者に限る。) (2) 人工呼吸器、ネブ ライザー又は電気式たん 吸引器を使用している難 病患者等で、呼吸機能に 障がいがあるもの(ネブラ イザー又は電気式たん吸	がいしゆつじまた きんきゆう 外出時又は緊急 時に医療用機器を 正常に作動させる 動力源となるもの	5年	100,000

くぶん 区分	しゅもく 種目	たいしょうしや 対象者	せいのおとう 性能等	たいよう 耐用 ねんすう 年数	きゆうふ 給付 げんごがく 限度額 えん (円)
		いんき しょう 引器を使用しているも のについては、ネブライザー また でんきしき きゆういんき 又は電気式たん吸引器の たいしょうしや かぎ 対象者に限る。）			
	しかくしょう 視覚障がい 者用体温計 (音声式) おんせいしき	しかくしょう 2 級以上の者 (視覚障がい者のみの世 帯及びこれに準ずる世帯と する。)	しかくしょう しゃ じ 視覚障がい者・児が 容易に使用し得るも の	ねん 5年	9,000
	しかくしょう 視覚障がい 者用体重計	しかくしょう 2 級以上の者 (視覚障がい者のみの世帯 及びこれに準ずる世帯とす る。)	しかくしょう しゃ 視覚障がい者が 容易に使用し得るも の	ねん 5年	18,000
じょうほう 情報・ いし 意思 そつ 疎通 えん 支援 し 用具	けいたいよう 携帯用 かいわ 会話 ほじよそうち 補助装置	おんせい げんごきのうしょう しゃまた 音声・言語機能障がい者又 は肢体不自由者・児であっ て、発声・発語に著しい 障がいをも有するもの(児童 の場合は、原則として がくれいじいじよう もの 学齢児以上の者とする。)	けいたいしき 携帯式で、ことばを おんせいまた ぶんしょう 音声又は文章に へんかん きのう ゆう 変換する機能を有 し、障がい者・児が 容易に使用し得るも の	ねん 5年	98,800
	てんじき 点字器 ひょうじゆんがた 標準型	しかくしょう 2 級以上の もの じ じどう ばあい げんそく 者・児(児童の場合は、原則 として学齢児以上の者とす る。)	しかくしょう しゃ 視覚障がい者が 容易に使用し得るも の (1) しんちゆうばんせい 真鍮板製  (2) プラスチック 製	ねん 7年	10,400  6,600
	てんじ 点字タイプ ライター	しかくしょう 2 級以上の もの げんそく しゅうがく も 者・児(原則として就学若 しくは就労し、又は就労が みこまれるもの 見込まれる者とする。)	しかくしょう しゃ 視覚障がい者が 容易に使用し得るも の	ねん 5年	63,100
	しかくしょう 視覚障がい 者用ポータブ	しかくしょう 2 級以上の もの じ じどう ばあい げんそく 者・児(児童の場合は、原則	おんせいとう そうさ 音声等により操作ポ タンが知覚又は認識	ねん 5年	89,800

くぶん 区分	しゆもく 種目	たいしやうしや 対象者	せいゆうとう 性能等	たいよう 耐用 ねんすう 年数	きゆうふ 給付 げんどがく 限度額 えん (円)
	ルレコーダー " (再生 専用機)	として学齢児以上の者とす る。)	でき、DAISY方式 による録音並びに 当該方式により記録 された図書 <sup>としよ</sup> の再生が 可能な製品であつ て、視覚障がい者・ 児が容易に使用し得 るもの	5年	さいせい 再生 専用機 36,750
	視覚障がい 者用活字 文書読上げ 装置	視覚障がい2級以上の 者・児(児童の場合は、原則 として学齢児以上の者とす る。)	文字情報と同一 紙面上に記載された 当該文字情報を 暗号化した情報を読 み取り、音声信号に 変換して出力す る機能を有するもの で、視覚障がい者・ 児が容易に使用し得 るもの	6年	99,800
	視覚障がい 者用拡大 読書器	視覚障がいであつて、 本装置により文字等を読む ことが可能になる者・児 (児童の場合は、原則として 学齢児以上の者とする。)	がぞうにゆうりよくそうち 画像入力装置を讀 みたいもの(印刷物 等)の上に置くこと で、簡単に拡大され た画像(文字等)を モニターに映し出せ るもの	8年	198,000



くぶん 区分	しゆもく 種目	たいじょうしや 対象者	せいのもうとう 性能等	たいよう 耐用 ねんすう 年数	きゆうふ 給付 げんごがく 限度額 えん (円)
	しょうほう つうしん 情報・通信 しえんようぐ 支援用具	しかくまた じょうしきのうしやう 視覚又は上肢機能障がい2 きゆういじよう もの じ 級以上の者・児でアプリケ ーションソフトウェア又は しゅうへん きき しやう 周辺機器を使用することに より、パーソナルコンピュー ターを操作できるもの	しかくしやう しや 視覚障がい者が、 がめん もじとう おんせい か 画面文字等の音声化 また かくだい 又は拡大するアプリ ケーションソフトウ ェアを使用すること により、パーソナルコ ンピューターを操作す ることが可能となる もの又は上肢不自 由者 パーソナルコンピ ューター専用の周辺 機器を使用すること によりパーソナルコ ンピューターを操作す ることが可能となる もの	6年	100,000
	しかくしやう 視覚障がい しやようけい しよく 者用時計（触 どく 読）	しかくしやう きゆういじよう もの 視覚障がい2級以上の者	しかくしやう しや ぼう 視覚障がい者が容 い しやう う 易に使用し得るもの	10年	10,300
	しかくしやう 視覚障がい しやようけい 者用時計 おんせい (音声)	しかくしやう きゆういじよう もの 視覚障がい2級以上の者。 なお、おんせいとけい てゆび 音声時計は、手指の しよつかく しやう 触覚に障がいがある等の ためしよくどくしきとけい しやう 触読式時計の使用が こんなん もの げんそく 困難な者を原則とする。	しかくしやう しや 視覚障がい者が よい しやう う 容易に使用し得るもの	10年	13,300
	ちやうかくしやう 聴覚障がい しやようつうしん 者用通信 そうち 装置	ちやうかくしやう しや じまた 聴覚障がい者・児又は はっせい はつご いちじる しやう 発生・発語に著しい障が いを有する者・児であって、 コミュニケーション、 きんきゆうれんらくとう しゆだん 緊急連絡等の手段として ひつよう ひと 必要と認められるもの じどう ばあい げんそく (児童の場合は、原則とし	いっばん でんわき せつぞく 一般の電話機に接続 し得るもので、おんせい の代わりに文字等に よりつうしん かのう 通信が可能なき 機器であって、障が い者・児が容易に使用 し得るもの	8年	71,000

くぶん 区分	しゆもく 種目	たいしやうしや 対象者	せいゆうとう 性能等	たいよう 耐用 ねんすう 年数	きゆうふ 給付 げんごがく 限度額 えん (円)
		がくれいじいじやう もの て学齡児以上の者とする。)			
	ちやうかくしやうが 聴覚障がい者用情報 しやうじやうほう 受信装置	ちやうかくしやう 聴覚障がい者・児であ て、本装置によりテレビの ほんそうち 視聴が可能になるもの	じまくおよ しゅわつややくつき 字幕及び手話通訳付 の聴覚障がい者用 ちやうかくしやう 番組並びにテレビ ばんくみなら 番組に字幕及び手話 ばんぐみ じまくおよ しゅわ 通訳の映像を合成し つうやく えいざう ごうせい たものを画面に出 がめん しゅつ 力する機能を有し、 りよく きのう ゆう かつ、災害時の聴 さいがいじ ちやう 覚障がい者向け緊 かくしやう しやむ きん 急信号を受信する きゆうしんごう じゅしん もので、聴覚障が ちやうかくしやう い者・児が容易に しや じ ようい 使用し得るもの	ねん 8年	88,900
	じんこういんとう 人工咽頭 ふえしき 笛式	おんせい げんごきのうしやう 音声・言語機能障がいであ いんとう てきしゅつ もの って、咽頭を摘出した者・ じ 児	こき 呼吸によりゴム等の まく しんどう 膜を振動させ、ビニー とう くだ つう おん ル等の管を通じて音 げん こうくうない みちび こう 源を口腔内に導き構 おんか 音化するもの	ねん 4年	5,000
	じんこういんとう 人工咽頭 でんどうしき 電動式	おんせい げんごきのうしやう 音声・言語機能障がいであ いんとう てきしゅつ もの って、咽頭を摘出した者・ じ 児	がくか ぶどう 顎下部等にあてた電 どうばん くどう 動板を駆動させ、経 ひてき おんげん こうくう 皮的に音源を口腔 ない みちび こうおんか 内に導き構音化す るもの	ねん 5年	70,100
	じんこうばな 人工鼻	おんせいきのう げんごきのうまた 音声機能、言語機能又はそ しやくの障がいが3級 いじやう しんたいしやう しや けい 以上の身体障がい者・児 こうとう てきしゅつ もの で、喉頭を摘出した者 じどう ばあい げんそく (児童の場合、原則として がくれいじいじやう もの 学齡児以上の者)	ようい しやう え 容易に使用し得るも の	—	23,100  1か げつぶん 月分

くぶん 区分	しゆもく 種目	たいしようしや 対象者	せいのおとう 性能等	たいよう 耐用 ねんすう 年数	きゆう ふ 給 付 げんどがく 限度額 えん (円)
	てんじとじよ 点字図書	おも じようほう にゆうしゆ てんじ 主に、情報の入手を点字 によっている者・児 もの じ	てんじ さくせい 点字により作成され た図書 としよ	—	じつびさがく 実費差額
はいせつ 排泄 かんえん 支援 しえん 用具	そうぐ ストーマ器具 （消化器 しょうかき 系）	ちよくちよう きのうしよう しや じ 直腸機能障がい者・児 （児童の場合は、原則とし さいいじよう もの て3歳以上の者とする。）	ていしげきせい ねんちやくざい 低刺激性の粘着剤 を使用した密封型 または下部開放型の しゅうのうぶくろ 収納袋	—	8,858  1か げつぶん 月分
	そうぐ ストーマ器具 （尿路系） にようろけい	きのうしよう しや じ ぼうこう機能障がい者・児 （児童の場合は、原則とし さいいじよう もの て3歳以上の者とする。）	ていしげきせい ねんちやくざい 低刺激性の粘着剤 を使用した密封型の しゅうのうぶくろ にようしよ 収納袋で、尿処 りようのキャップ付	—	11,639  1か げつぶん 月分
	よう ストーマ用 そうぐだいたいひん 器具代替品 かみ 紙おむつ	つぎ がいとう もの 次のいずれかに該当する者 （児童の場合は、原則とし さいいじよう もの て3歳以上の者とする。） （1）直腸・ぼうこう機能 しょう もの いし 障がいのある者で、医師 いけんしよ 意見書により、ストーマ しゅうへん いちじる 周辺の著しいびらん また 又はストーマの変形により そうぐ そうちやく ストーマ器具を装着でき ないと判断されたもの （2）先天性疾患（先天性 せんてんせいしつかん せんてんせい きこう のぞ きいん 鎖肛を除く。）に起因する しんけいしよう こうど 神経障がいによる高度の はいにようきのうしよう また 排尿機能障がい又は こうど はいべんきのうしよう 高度の排便機能障がいの もの ある者 （3）先天性鎖肛に対する せんてんせいきこう たい 肛門形成術による高度の こうもんけいせいじゆつ こうど 排便機能障がいのある者 はいべんきのうしよう もの （4）脳性麻痺等の脳原性 のうせいまひとう のうげんせい 運動機能障がいにより うんどうきのうしよう 排尿又は排便の意思表示 はいにようまた はいべん いしひようじ が困難な者 こんなん もの	かみ 紙おむつ、サラシ、ガ ーゼ等の衛生用品 しやう であって、障がい 者・児又は介護者が しやう 容易に使用し得るも の	—	12,000  1か げつぶん 月分

くぶん 区分	しゆもく 種目	たいじょうしや 対象者	せいのもうどう 性能等	たいよう 耐用 ねんすう 年数	きゆうふ 給付 げんどがく 限度額 えん (円)
	しゆうによウき 収尿器	せきずいそんしやうとう はいによウしやう 脊髄損傷等により排尿障 がい(特に失禁のある場合な ど)のある者・児	はいによウ ちやうせつ 排尿の調節が 自由にできない人の ため、身体に固定し て尿をためておく もの	ねん 1年	8,500
じゆうたく 住宅 かいしゆうひ 改修費	きよたくせいかつどう 居宅生活動 さほじょようぐ 作補助用具	(1) か し たいかんきのうしやう 下肢、体幹機能障 がい又は乳幼児期以前の ひしんこうせい のうびようへん 非進行性の脳病変によ る運動機能障がい (移動機能障がいに限 る。)を有する者であつて 障がい等級3級以上 の者・児(ただし、特殊 便器への取替えをする 場合は、上肢障がい2 級以上の者・児とす る。) (2) なんびようかんじやとう か 難病患者等で下 肢又は体幹機能に障が いのあるもの	しやう しゃ いどうとう 障がいの移動等 を円滑にする用具で 設置に小規模な 住宅改修を伴う もの	—	200,000 かい 1回 かぎ 限り
ほじょぐ 補助具	じんこうないじよう 人工内耳用 くうきでんち 空気電池	じんこうないじようめこみしゆじゆつ 人工内耳埋込手術を受 けている聴覚障がい者・ 児(人工内耳用空気電池と 人工内耳用充電池及び人工 内耳用充電器との併用は認 めない。)	—	—	2,500 1か げつぶん 月分
	じんこうないじよう 人工内耳用 じゆうでんち 充電池	じようき おな 上記に同じ。		ねん 1年	30,000

くぶん 区分	しゆもく 種目	たいしやうしや 対象者	せいゆとう 性能等	たいよう 耐用 ねんすう 年数	きゆうふ 給付 げんどがく 限度額 えん (円)
	じんこうないじよう 人工内耳用 じゆうでんき 充電器	じやうきおな 上記に同じ。		ねん 3年	30,000

#### ◇費用負担

原則として費用の0.5割負担となります。また、生活保護世帯及び非課税世帯については、自己負担の方は発生しません。(下記をご参照下さい。)

#### ●利用者負担金の免除

下記の対象者について申請をしていただきますと利用者負担金の免除を行うことができます。

- ・生活保護法に基づく生活保護世帯
- ・申請者が18歳以上の場合は申請者及び申請者の配偶者(18歳未満の児の場合は保護者の属する世帯の世帯員)の当該年度(4月から6月までの間の利用については、前年度とする。)の市民税が非課税の世帯

#### ◇留意事項

- ・日常生活用具の給付に関しては、用具ごとに障がい種別・程度の要件があります。
- ・介護保険対象者は、介護保険の制度が優先されます。

### 3) 軽度・中等度難聴児補聴器

身体障害者手帳の交付の対象とならない軽度・中等度難聴の児童に対し、補聴器を早い時期につけ、言語の習得・コミュニケーション能力の向上を図るため、補聴器の購入について、助成します。

◇対象児

対象児は、つぎのすべての要件を満たす児童の方です。

①八女市内に住所を有する方

②18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある方

③両耳の聴力レベルが30デシベル以上70デシベル未満で身体障害者手帳の交付対象とならないこと（一定の例外があります。）

※ 対象となる児童の保護者の属する世帯の所得が一定以上の場合支給対象とならないことがあります。

◇手続き窓口

健康福祉部

福祉課

障がい者福祉係

☎23-1335

黒木支所

市民生活福祉係

☎42-1463

立花支所

市民生活福祉係

☎23-4932

上陽支所

市民生活福祉係

☎54-2218

矢部支所

市民生活福祉係

☎24-9142

星野支所

市民生活福祉係

☎52-3113

◇手続き方法（必要な書類）

・申請書

・八女市軽度・中等度難聴児補聴器処方医師意見書

※申請書・意見書の様式は前記手続き窓口においてあります。

・医師の処方に基づいて作成された補聴器の見積書

・補聴器の仕様書

・世帯全員の市町村民税の状況がわかる書類（八女市に課税資料がない場合に限る。）

◇費用負担

原則として購入費の3分の1が自己負担となります。

## 6. 自動車に関すること

### 1) 自動車税

障がいのある方または、障がいのある方の家族が所有、運転し、障がいのある方の通院、通学（所）、仕事のために使用する自動車について自動車税の負担が軽減されます。

#### ◇ 対象者

・身体障害者手帳をお持ちの方

○「本人所有・本人運転」の場合

障がいの区分		
視覚障害	視野障害	2級及び3級
聴覚障害		2級及び3級
平衡機能障害		3級
音声機能、言語機能または、そしゃく機能障害		3級
上肢機能障害		1級及び2級
下肢機能障害		1級から6級
体幹機能障害		1級から3級、5級
乳幼児期以前の非進行性脳病	上肢機能	1級及び2級
変による運動機能障害	移動機能	1級から6級
心臓機能障害		1級及び3級
腎臓機能障害		1級及び3級
肝臓機能障害		1級から3級
呼吸器機能障害		1級及び3級
ぼうこう機能障害・直腸機能障害		1級及び3級
小腸機能障害		1級及び3級

めんえきふぜん ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	めんえききのうしょうがい 1 級から3 級
--------------------------------	--------------------------

○「本人所有・本人運転」以外の場合

しょうくぶん 障がいの区分		
しかくしょうがい 視覚障害	しりょくしょうがい 視力障害	きゅう 1 級から4 級
	しやしょうがい 視野障害	きゅう 1 級から3 級
ちょうかくしょうがい 聴覚障害		きゅうおよ 2 級及び3 級
へいこうきのうしょうがい 平衡機能障害		きゅう 3 級
おんせいきのう げんごきのう 音声機能、言語機能または、そしゃく機能障害		きゅう 3 級
じょうしきのうしょうがい 上肢機能障害		きゅうおよ 1 級及び2 級
か しきのうしょうがい 下肢機能障害		きゅう 1 級から4 級
たいかんきのうしょうがい 体幹機能障害		きゅう 1 級から3 級
にゅうようじ き いぜん ひしんこうせいのうびょう 乳幼児期以前の非進行性脳病	じょうしきのう 上肢機能	きゅうおよ 1 級及び2 級
へん うんどうきのうしょうがい 変による運動機能障害	いどうきのう 移動機能	きゅう 1 級から4 級
しんぞうきのうしょうがい 心臓機能障害		きゅうおよ 1 級及び3 級
じんぞうきのうしょうがい 腎臓機能障害		きゅうおよ 1 級及び3 級
かんぞうきのうしょうがい 肝臓機能障害		きゅう 1 級から3 級
こきゅうききのうしょうがい 呼吸器機能障害		きゅうおよ 1 級及び3 級
ぼうこう機能障害・直腸機能障害		きゅうおよ 1 級及び3 級
しょうちようきのうしょうがい 小腸機能障害		きゅうおよ 1 級及び3 級
めんえきふぜん ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		きゅう 1 級から3 級

・療育手帳をお持ちの方

○「本人所有・本人運転」の場合	療育手帳
○「本人所有・本人運転」以外の場合	A 1 ・ A 2 ・ A 3 ・ B 1



・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

○「本人所有・本人運転」の場合	精神障害者保健福祉手帳 1級
○「本人所有・本人運転」以外の場合	

※すべての手帳において軽減については詳細に設定されています。福岡県税事務所までおたずねください。

◇手続き方法

自動車税は福岡県税事務所までおたずねください。

※筑後県税事務所

〒833-0041 筑後市大字和泉423番地  
(☎ 0942-52-5131)

2) 軽自動車税

障がいのある方または、障がいのある方の家族が所有、運転し、障がいのある方の通院、通学(所)、仕事のために使用する軽自動車について軽自動車税の負担が軽減されます。

◇該当等級等について

自動車の所有者や運転される方、お持ちの手帳の種類などによって、該当等級が異なります。

	所有者	運転者	身障手帳	療育手帳	精神障害
パターン1	本人	本人	※1	※3	※4
パターン2	本人	同一生計者	※2	※3	※4
パターン3	同一生計者	本人	※2	※3	※4
パターン4	同一生計者	同一生計者	※2	※3	※4
パターン5	本人	介護運転	※2	※3	※4

どういつせいけいしゃ じゅうみんひょうじゅうしょ おな かぞく  
 ※同一生計者は住民票住所が同じご家族とします。

かいごうんてん しんたいしょう しゃ こうせい せたい じょうじかいご もの  
 ※介護運転は、身体障がい者等のみで構成される世帯を常時介護する者が  
 うんてん ばあい べつ しょうめい ひつよう  
 運転する場合で別に証明を必要とします。

○「※1」と「※2」は、次のとおり

・身体障がい者手帳をお持ちの方

しょう 障がいの区分		※1	※2
しかくしょうがい 視覚障害		きゅうおよ ぎゅう 2級及び3級 (視野障害のみ)	きゅう ぎゅうおよ 1級から3級及び しりよくしょうがい ぎゅう 視力障害での4級
ちょうかくしょうがい 聴覚障害		きゅうおよ ぎゅう 2級及び3級	きゅうおよ ぎゅう 2級及び3級
へいこうきのうしょうがい 平衡機能障害		ぎゅう 3級	ぎゅう 3級
おんせいきのう げんごきのう 音声機能、言語機能または、 そしゃくきのうしょうがい そしゃく機能障害		ぎゅう 3級	ぎゅう 3級
じょうしふ じゆう 上肢不自由		きゅうおよ ぎゅう 1級及び2級	きゅうおよ ぎゅう 1級及び2級
かしふ じゆう 下肢不自由		ぎゅう ぎゅう 1級から6級	ぎゅう ぎゅう 1級から4級
たいかんふ じゆう 体幹不自由		ぎゅう ぎゅう ぎゅう 1級から3級、5級	ぎゅう ぎゅう 1級から3級
にゅうよう じ き い ぜん ひ 乳幼児期以前の非 しんこうせいのうびょうへん 進行性脳病変によ うんどう きのうしょうがい る運動機能障害	上肢機能	きゅうおよび ぎゅう 1級及び2級	きゅうおよび ぎゅう 1級及び2級
	下肢機能	ぎゅう ぎゅう 1級から6級	ぎゅう ぎゅう 1級から4級
しんぞうきのうしょうがい 心臓機能障害		きゅうおよび ぎゅう 1級及び3級	ぎゅう ぎゅう 1級及び3級
じんぞうきのうしょうがい 腎臓機能障害		きゅうおよび ぎゅう 1級及び3級	きゅうおよび ぎゅう 1級及び3級
こきゅうききのうしょうがい 呼吸器機能障害		きゅうおよ ぎゅう 1級及び3級	きゅうおよ ぎゅう 1級及び3級
ぼうこうきのうしょうがい ぼうこう機能障害または、 ちよくちよう きのうしょうがい 直腸機能障害		きゅうおよ ぎゅう 1級及び3級	きゅうおよ ぎゅう 1級及び3級
しょうちようきのうしょうがい 小腸機能障害		きゅうおよ ぎゅう 1級及び3級	きゅうおよ ぎゅう 1級及び3級

かんぞうきのうしょうがい 肝臓機能障害	きゅうからきゅう 1級から3級	きゅうからきゅう 1級から3級
めんえきふぜん ヒト免疫不全ウイルスによる めんえききのうしょうがい 免疫機能障害	きゅうからきゅう 1級から3級	きゅうからきゅう 1級から3級

○「※3」は、次のとおり

- 療育手帳をお持ちの方で障がい程度が「A1」「A2」「A3」「B1」

○「※4」は、次のとおり

- 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方で障がい等級が「1級」

※すべての手帳において軽減については詳細に設定されています。次の窓口におたずねください。

◇手続き窓口

しみんぶ  
市民部

ぜいむか  
税務課

しみんぜいがかり  
市民税係

☎23-1113

くろぎししよ  
黒木支所

しみんせいかつふくしがかり  
市民生活福祉係

☎42-1113

たちばなししよ  
立花支所

しみんせいかつふくしがかり  
市民生活福祉係

☎23-4932

じょうようししよ  
上陽支所

しみんせいかつふくしがかり  
市民生活福祉係

☎54-2218

やべししよ  
矢部支所

しみんせいかつふくしがかり  
市民生活福祉係

☎24-9142

ほしのししよ  
星野支所

しみんせいかつふくしがかり  
市民生活福祉係

☎52-3113

3) 自動車運転免許取得費の助成

障がいのある方が就労、就学等を目的に自動車運転免許の取得する際、費用の一部を助成します。

◇対象者

次の要件を備えた方が対象となります。なお、他の制度により運転免許取得

の助成を受けた方は、対象外となります。

- ・身体障害者手帳の4級以上の交付を受けた方または、療育手帳の交付を受けている方または、児童相談所、障がい者更生相談所において療育手帳の交付を受けている方と同等の障がいがあると判定された方
- ・八女市に住民票を有し、年齢が18歳以上50歳未満の在宅の方
- ・福岡県公安委員会の適正相談により、適正試験の合格基準に合致する方
- ・運転免許取得後、自立した生活が確実に見込まれる方

※取得対象の運転免許の種類は、第一種運転免許とします。

#### ◇手続き窓口

健康福祉部	福祉課	障がい者福祉係	☎23-1335
黒木支所	市民生活福祉係	☎42-1463	
立花支所	市民生活福祉係	☎23-4932	
上陽支所	市民生活福祉係	☎54-2218	
矢部支所	市民生活福祉係	☎24-9142	
星野支所	市民生活福祉係	☎52-3113	

#### ◇手続き方法（必要な書類）

- ・障がい者自動車運転免許取得費助成金申請書

#### ◇助成金額

運転免許取得に直接要した費用のうち10万円を限度とします。

#### ◇留意事項

過去に運転免許証の交付を受けた後、自己の責任により運転免許証を失効または、運転免許証取り消しの行政処分を受けた方は、該当しません。

#### 4) 自動車改造費の助成

障がいのある方が日常生活や社会生活を営む上で自動車改造を行う場合、費用の一部を助成します。

##### ◇対象者

自己所有している自動車に対して、車両の乗り降りや操縦するために必要とする改造や改造された車両の購入（新車のみ）をされる方があります。詳細は、下記の「手続き窓口」までおたずねください。

##### ◇手続き窓口

健康福祉部	福祉課	障がい者福祉係	☎ 23-1335
黒木支所	市民生活福祉係	☎ 42-1463	
立花支所	市民生活福祉係	☎ 23-4932	
上陽支所	市民生活福祉係	☎ 54-2218	
矢部支所	市民生活福祉係	☎ 24-9142	
星野支所	市民生活福祉係	☎ 52-3113	

##### ◇手続き方法（必要な書類）

- 自動車改造費助成申請書
- 改造経費の見積書
- 所得確認のための同意書
- 運転免許証及び車体検査証のコピー
- 身体障害者手帳の写し

##### ◇助成金額

自動車改造に要した費用のうち5万円を限度とします。

## 5) 有料道路の割引

身体に障がいのある方が自分の運転で有料道路を利用する場合、または重度の身体の障がいのある方、重度の知的の障がいのある方を乗せて介護者が運転する場合割引が受けられます。

### ◇対象者

身体障害者手帳及び療育手帳をお持ちの方で下記に該当する方

①第1種（介護者の運転も対象になります。）

A) 身体障害者手帳をお持ちの方は手帳の「JR旅客運賃の減額」の欄に記載していますのでご確認ください。

B) 療育手帳をお持ちの方でA判定を受けてある方

②第2種（障がいのあるご本人の運転に限ります。）

A) 身体障害者手帳をお持ちの方は手帳の「JR旅客運賃の減額」の欄に記載していますのでご確認ください。

### ◇対象となる車両

①車種要件

自動車検査証の「家用・事業用の別／適否」欄に「家用」と記載されているもののうち

○乗用自動車の場合

自動車検査証の「用途」欄に「乗用」と記載されているもので、乗車定員が10人以下のもの。（軽自動車も対象になります。）

○貨物自動車の場合

自動車検査証の「用途」欄に「貨物」と記載されているもので、後部座席が設置され乗車定員が4人以上10人以下のものうち、乗車設備と荷台に仕切りがないものまたは、乗車設備と荷台が仕切られているもので、

さいだいせきさいりょう い か  
最大積載量が500kg以下のもの。

にりんじどうしゃ ばあい  
○二輪自動車の場合

そうはいきりょう こ  
総排気量が125ccを超えるもの。

しよゆうようけん  
②所有要件

だい しゅ ばあい  
○第1種の場合

- (1) しょう ほんにん はいぐうしゃ ちよっけいけつぞくおよ はいぐうしゃ きょうだいしまい  
障がいのあるご本人、配偶者、直系血族及びその配偶者、兄弟姉妹  
およびその配偶者並びに同居の親族等
- (2) じょうき かた じどうしゃ しよゆう しょう ほんにん  
上記の方が自動車を所有していないときは、障がいのあるご本人を  
けいぞく にちじょうてき かいご かた  
継続して日常的に介護している方

だい しゅ ばあい  
○第2種の場合

しょう ほんにん はいぐうしゃ ちよっけいけつぞくおよ はいぐうしゃ きょうだいしまいおよ  
障がいのあるご本人、配偶者、直系血族及びその配偶者、兄弟姉妹及  
びその配偶者並びに同居の親族等

たいしやう じどうしゃ かんわ  
◇対象となる自動車の緩和

じぜんとうろく じどうしゃ しんぞく ちじんとう しよゆう じどうしゃ  
○事前登録されていない自動車（親族や知人等の所有する自動車、レンタカー、  
しゃけんじ だいしゃ ようかいごしゃ  
車検時の代車、タクシー（要介護者のみ）など）

じどうしゃ ほゆう ほう ほんわりびき りやう  
※自動車を保有していない方も本割引をご利用いただけます。

じどうしゃ じぜんとうろく うむ じぜん ほんわりびき しんせいてつづき ひつやう  
※自動車の事前登録の有無にかかわらず、事前に本割引の申請手続きは必要で  
す。

てつづ まどぐち  
◇手続き窓口

けんこうふくしぶ 健康福祉部	ふくしか 福祉課	しょう しゃふくしがり 障がい者福祉係	☎23-1335
くろぎししよ 黒木支所	しみんせいかつふくしがかり 市民生活福祉係	☎42-1463	
たちばなししよ 立花支所	しみんせいかつふくしがかり 市民生活福祉係	☎23-4932	
じょうやうししよ 上陽支所	しみんせいかつふくしがかり 市民生活福祉係	☎54-2218	
やべししよ 矢部支所	しみんせいかつふくしがかり 市民生活福祉係	☎24-9142	

◇ 手続き方法（必要な書類）

○ 手帳での割引の場合

- ① 障がいのあるご本人の身体障害者手帳または、療育手帳
- ② 登録を申請される自動車の自動車検査証（電子化車検証の場合はアプリにて読取りまたは記載事項証明書が別途必要となります）
- ③ 障がいのあるご本人の運転免許証（障がいのあるご本人が運転される場合）

○ ETC利用での割引の場合

- ① 障がいのあるご本人の身体障害者手帳または、療育手帳
- ② 登録を申請される自動車の自動車検査証（電子化車検証の場合はアプリにて読取りまたは記載事項証明書が別途必要となります）
- ③ 障がいのあるご本人の運転免許証（障がいのあるご本人が運転される場合）
- ④ ETCカード（障がいのあるご本人名義に限ります）  
※ 20歳未満の方は保護者名義のETCカード
- ⑤ 「ETC車載器セットアップ申込書・証明書」等登録を申請される自動車に取り付けられたETC車載器の車載器管理番号が確認できる書類等

◇ 有効期間

手続きを終了した日からその後の2回目の誕生日までとなります。なお、有効期間終了にともなう更新は期間終了の2カ月前から可能です。

◇ 割引額

通常料金の半額となります。



## ◇利用方法

### ○現金で料金を支払う場合

料金所での通行の際、係員がいるときには、必要事項が記載されたページを開いて係員に手帳の呈示をしてください。

料金精算機があるときには、レバーを下げてください。音声案内に従いカメラに手帳をかざしてください。聴覚に障がいのある方は、レバーを下げた後、前面パネルに備え付けのプレートをカメラにかざしてください。

### ○ETCの場合

事前に登録されたETCカードを、あわせて登録されたETC車載器に挿入し、正常に作動していることを確認のうえ通行してください。

## ◇オンライン申請

ETC利用申請をされる方(新規・変更・更新)を対象に、オンラインでの受付も利用できます。オンライン申請にあたり、障害者手帳の情報を取得するため、マイナンバーカードのご用意と「マイナポータル」への登録が必要となります。オンライン申請での必要な書類や手続きの方法の詳細はオンライン申請受付サイトをご確認ください。なお、オンライン申請導入後も窓口での申請は継続します。

オンライン申請受付サイト URL :

<https://www.expressway-discount.jp/>

## ◇留意事項(対象とならない自動車)

割賦購入又は、長期リースにより自動車を利用している場合以外であって、自動車検査証の「所有者の氏名または、名称」欄または、「使用者の氏名または、名称」欄に法人名が記載されているもの。(法人名義の自動車を個人的に利用している場合も割引の対象になりません。)(福祉施設等が所有する

自動車も対象になりません。)

○自動車検査証の「じどうしゃけんさしょう 自家用・じがようよう 事業用の別/べつ／てきひらん 適否」欄に「じがようよう 事業用」と記載されているもの。

○貨物自動車のうち、こうぶざせきそくめん 後部座席側面の窓がないもの及びおよめかく 目隠しされているもの。

○がいけんじょうえいぎょう 外見上 しょう 営業のために使用していることがあき 明らかであるもの。

※ETC利用での割引は、りょうわりびき 登録通知書が申請者の方へとうろくつうちしょ 送付されてからの適用となりますのでちゆうい ご注意ください。なお、とうろくつうちしょ 登録通知書は、しんせいしょ 申請書をとうかん 投函されました2～3週間後に送付されてきます。

#### ◇本事業の問い合わせ先

区域	問い合わせ先	電話番号
東日本高速道路	NEXCO 東日本 お客さまセンター	0570-024-024 または 03-5308-2424
首都高速道路	首都高 お客さまセンター	03-6667-5855
中日本高速道路	NEXCO 中日本 お客さまセンター	0120-922-229 052-223-0333
西日本高速道路	NEXCO 西日本 お客さまセンター	0120-924-863 06-6876-9031
阪神高速道路	阪神高速 お客さまセンター	06-6576-1484
本州四国連絡高速道路	JB 本四高速お客さま窓口	078-291-1033 (9:00～17:30)

#### 6) 「ちゆうしゃじょう ふくおか・せいど まごころ 駐車場」制度

「ちゆうしゃじょう ふくおか・せいど まごころ 駐車場」とは、しょう 障がいのある方やかた こうれい 高齢の方、かた にんきんぶ 妊産婦の方など、かた 車の乗り降りや移動にくま 配慮の必要な方が、かた 公共施設・こうきょうしせつ 店舗等のてんぽう 障がい者等用のしょうがい 駐車場などにしやとうよう 車をとめ、ちゆうしゃじょう 安全かつくま 安心してあんぜん 施設を利用できるようにあんしん 支援する制度です。

対象者の方には、「ちゆうしゃじょう ふくおか・せいど まごころ 駐車場」のりようしょう 利用証をはっこう 発行します。

#### ◇対象者

代理申請の場合は、だいいりしんせい 下記の書類に併せて、かき 代理申請者のしよるい 身分証明書(運転免許証等)のあわ 提示が必要です。

(1) 身体障害者手帳の交付を受けている方のうち下記の等級の手帳所持の方

ア 視覚障害…4級以上の方

イ 聴覚障害…3級以上の方

ウ 平衡機能障害…5級以上の方

エ 上肢機能障害…2級以上の方

オ 下肢・移動機能障害…6級以上の方

カ 体幹機能障害…5級以上の方

キ 内臓機能障害…4級以上の方

※申請に必要な書類は、身体障害者手帳です。

※身体に障がいのある方で自ら運転する車いす常時利用の方は、あわせて運転免許証の提示が必要です。

(2) 療育手帳A所持の方

※申請に必要な書類は、療育手帳です。

(3) 精神障害者保健福祉手帳1級所持者

※申請に必要な書類は、精神障害者保健福祉手帳です。

(4) その他

○特定疾患医療受給の方

申請に必要な書類は、特定疾患医療受給者証又は小児慢性特定疾患医療受診券です。

○介護保険要介護1以上の方

申請に必要な書類は、介護保険被保険者証です。

○妊婦の方 妊娠7ヶ月から産後3ヶ月まで

双子以上の方 妊娠7ヶ月から産後18ヶ月まで

しんせい ひつよう しよるい ほ しけんこうてちよう  
申請に必要な書類は、母子健康手帳です。

くるま どうしよう かた  
○車いす等使用のけがの方

しんせい ひつよう しよるい みぶんしょうめいしよおよ しんだんしよ  
申請に必要な書類は、身分証明書及び診断書

しんだんしよ くるま また つえ ほ そうぐとう しよきかんおよ ほこうこんなん  
※診断書には車いす又は杖などの補装具等の使用期間及び歩行困難な  
きかん めいき ひつよう しんだんしよ ようしき  
期間が明記されていることが必要です。なお、診断書に様式はありま  
せんが、かき といあわ さきべってん さんこうようしき さんこう  
せんが、下記の間合せ先別添の「参考様式」を参考としてください。

てつづ ほうほう  
◇手続き方法

ふくおかけん ほけん ふくしかんきようじむしよ まどぐち と あ  
福岡県の保健福祉環境事務所の窓口へお問い合わせください。

みなみちくごほけん ふくしかんきようじむしよ  
※南筑後保健福祉環境事務所

(☎ 0943-22-6971)

〒834-0063

やめしもむら ぼんち ふくおかけん やめそうごうちようしや やめぶんちようしや  
八女市本村25番地 福岡県八女総合庁舎 八女分庁舎

ゆうそう しんせい おこな ばあい  
※郵送にて申請を行う場合

ふくおかけんしよ うつ そうふ  
福岡県障がい者福祉課宛に申請書と手帳等の確認書類の写しを送付し  
ててください。

と あ  
○お問い合わせ

ふくおかけん ふくしろうどうぶしよ うつ しゃふくしか しゃかいさんかがかり  
福岡県福祉労働部障がい者福祉課 社会参加係

じゆうしよ  
住所 〒812-8577

ふくおかしはかたくひがしこうえん  
福岡市博多区東公園7-7

TEL 092-643-3264

FAX 092-643-3304

しんせいしよ さき  
※申請書ダウンロード先

ふくおかけん  
福岡県のホームページ <http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>

## 7) 身体障害者等除外指定車標章

### ◇対象者

#### (1) 身体障害者手帳の交付を受けている方のうち

ア 視覚障害…1級から3級までの各級及び4級の1の方

イ 聴覚障害…2級及び3級の方

ウ 平衡機能障害…3級の方

エ 上肢機能障害…1級、2級の1及び2級の2の方

オ 下肢機能障害…1級から4級までの各級の方

カ 体幹機能障害…1級から3級までの各級の方

キ 運動機能障害(上肢機能)…1級及び2級の方

※一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く。

ク 運動機能障害(移動機能)…1級から4級までの各級の方

ケ 内臓機能障害…1級及び3級の方

※内臓とは、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸、肝臓

コ 免疫機能障害…1級から3級までの各級の方

サ 肝臓機能障害…1級から3級までの各級の方

#### (2) 療育手帳の交付を受けている方のうち重度の障がいの方

#### (3) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で1級の方

#### (4) 身体に障がいのある方等のうち、歩行が困難なことにより社会での日常生活が

著しく制限されると公安委員会が認める方

### ◇手続き方法(必要な書類)

最寄りの警察署におたずねください。

※八女警察署 〒834-0031 八女市本町465

(☎ 0943-22-5110)

## 7. 税の控除や軽減等

### 1) 所得税・住民税の控除

所得控除や非課税措置を受けるためには、その控除などに該当することを申告していただく必要があります。

#### ◇対象者

障害者控除は、所得者本人または、控除対象配偶者、扶養親族が該当します。

#### ○特別障害者控除（所得税は40万円、住民税は30万円の控除）

- ①身体障害者手帳の1級及び2級の方
- ②療育手帳の重度の判定（A判定等）を受けた方
- ③精神障害者保健福祉手帳の1級の方
- ④戦傷病者手帳の特別項症～第3項症の方
- ⑤認定被爆者の方
- ⑥65歳以上の方で身体障害者手帳1級及び2級に準ずると市長の認定を受けた方等
- ⑦成年被後見人

#### ○一般の障害者控除（所得税は27万円、住民税は26万円の控除）

- ①特別障害者控除に該当しない身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳傷病者手帳を所有している方
- ②65歳以上の方で障がいのある方に準ずると市長の認定を受けた方

#### ○同居特別障害者控除（所得税は75万円、住民税は53万円の控除）

※控除対象配偶者または扶養親族が特別障害者で、納税者またはその配偶者若しくは納税者と生計を一にする親族いずれかと常に同居している場合。

じゅうみんぜい ひかぜい  
○住民税の非課税

しょうがいのある方、かた みせいねんしゃ かふ ぜんねん ごうけいしよとくきんがく  
障がいのある方、未成年者、寡婦、ひとり親で前年の合計所得金額が  
まんえん い か かた  
135万円以下の方

しょうがい き そねんきんとう こうじよ  
○障害基礎年金等の控除

しょうがいをじゆう じゆきゆう ねんきん ぜんがくこうじよ  
障がいを事由に受給している年金については、全額控除となります。

てつづ およ そうだんまどぐち  
◇手続き及び相談窓口

しみんぶ  
市民部

ぜいむか  
税務課

しみんぜいかかり  
市民税係

☎23-1113

てつづ ほうほう  
◇手続き方法

しよとくぜいおよ じゆうみんぜい しんこく さい しんこく  
所得税及び住民税の申告の際、申告をしてください。

2) そうぞくぜい こうじよ  
相続税の控除

そうぞくにん しょうがいのある方であるときは、さい たつ ねんすう ねん  
相続人が障がいのある方であるときは、85歳に達するまでの年数1年につき  
まんえん とくべつしょうがいしゃ まんえん しょうがいしゃこうじよ そうぞくぜいがく  
10万円（特別障害者のときは20万円）が障害者控除として、相続税額から  
さしひ  
差し引かれます。

- ※1 そうぞくかいし ひ へいせい ねん がつ にちいぜん ばあい ねんれいようけん  
相続開始の日が平成22年3月31日以前の場合は、年齢要件が「70  
さいみまん  
歳未満」となります。
- ※2 そうぞくかいし へいせい ねん がつ にちいぜん ばあい ねん まんえん とく  
相続開始が平成26年12月31日以前の場合、1年につき6万円（特  
べつしょうがいしゃ ばあい ねん まんえん  
別障害者の場合、1年につき12万円）になります。

たいしょうしゃ  
◇対象者

しょうがいしゃこうじよ う つぎ あ かた  
障害者控除が受けられるのは次のすべてに当てはまる方です。

- ・ そうぞく いぞう さいさん にほんこくない じゅうしょ かた  
相続や遺贈で財産をもらったときに日本国内に住所がある方
- ・ そうぞく いぞう さいさん しょうがいかた  
相続や遺贈で財産をもらったときに障がい者である方
- ・ そうぞく いぞう さいさん ひと ほうていそうぞくにん そうぞく ほうき ばあい  
相続や遺贈で財産をもらった人が法定相続人（相続の放棄があった場合には、  
ほうき  
その放棄がなかったものとした場合における相続人）であること。

◇控除額

○特別障害者

20万円×(85歳－相続開始時の年齢)の金額を税額から控除

※1 相続開始の日が平成26年12月31日以前の場合

12万円×(85歳－相続開始時の年齢)の金額を税額から控除

※2 相続開始の日が平成22年3月31日以前の場合

12万円×(70歳－相続開始時の年齢)の金額を税額から控除

○一般の障がい者

10万円×(85歳－相続開始時の年齢)の金額を税額から控除

※1 相続開始の日が平成26年12月31日以前の場合

6万円×(85歳－相続開始時の年齢)の金額を税額から控除

※2 相続開始の日が平成22年3月31日以前の場合

6万円×(70歳－相続開始時の年齢)の金額を税額から控除

◇手続き方法

被相続人の死亡後10ヶ月以内に税務署の窓口で申告してください。

※八女税務署 〒834-0031 八女市本町510番地

(☎ 0943-23-5191)

3) 贈与税の控除

特定障害者の方の生活費などに充てるために、障がいのある方を受益者とする信託契約によって金銭等の財産が受託された場合、一定の手続きをとると贈与税が控除されます。

◇対象者

以下の障がいの方が該当します。

①身体障害者手帳の1級及び2級の方



②療育手帳のA判定の方

③精神障害者保健福祉手帳の1級の方

◇控除額

特定障害者の場合：信託受益権の価額のうち6,000万円まで

特定障害者以外の特別障害者の場合：信託受益権のうち3,000万円まで

◇手続き方法

税務署の窓口へお問い合わせください。

※八女税務署 〒834-0031 八女市本町510番地

(☎ 0943-23-5191)

4) 預貯金等の利子非課税

身体障害者手帳等をお持ちの方は、元本350万円までの貯金等の利子が非課税となります。

◇対象者

- ・身体障害者手帳をお持ちの方
- ・療育手帳をお持ちの方
- ・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
- ・被爆者健康手帳を持っている方で、介護手当以外の手当を受けている方
- ・寡婦年金、障害基礎年金、特別障害者手当を受けている方等

◇対象の範囲

郵便貯金、銀行等預金及び公債の利子

◇手続き方法

郵便局、各金融機関へお問い合わせください。

## 8. 公共交通機関・公共料金等の割引

### 1) タクシー運賃の割引

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は、タクシー料金が軽減されます。

#### ◇対象者

- ・身体障害者手帳をお持ちの方
- ・療育手帳をお持ちの方
- ・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

#### ◇割引額

料金の10%が割引されます。

[メーター料金×0.9(10円未満切捨て)]

#### ◇利用できるタクシー会社

福岡県タクシー協会に加盟しているタクシー会社等

※詳細はタクシー会社に確認してください。

福岡県タクシー協会

〒812-0014

福岡市博多区比恵町11-1 福岡タクシー会館ビル4F

TEL 092-474-8340

FAX 092-474-8350

#### ◇利用方法

タクシー利用時に乗務員に手帳を提示してください。

## 2) 福祉タクシーの助成

在宅の重度心身障がい者（児）に対し、タクシーの初乗り料金を助成します。

### ◇対象者

次の①～③のすべての条件に該当する方

- ①身体障害者手帳 1 級及び 2 級、療育手帳 A、精神障害者保健福祉手帳 1 級のいずれかの手帳をお持ちの方
- ②前年度市民税の非課税世帯
- ③自動車税（種別割）・軽自動車税（種別割）の減免を受けていない方

### ◇手続き窓口

健康福祉部	福祉課	障がい者福祉係	☎ 23-1335
黒木支所	市民生活福祉係	☎ 42-1463	
立花支所	市民生活福祉係	☎ 23-4932	
上陽支所	市民生活福祉係	☎ 54-2218	
矢部支所	市民生活福祉係	☎ 24-9142	
星野支所	市民生活福祉係	☎ 52-3113	

### ◇手続き方法（必要な書類）

- ・福祉タクシー利用券交付申請書

※前記の「手続き窓口」に設置していますので申し出ください。

- ・身体障害者手帳、療育手帳または、精神障害者保健福祉手帳

### ◇助成額

初乗り料金分の利用券を、4月または、申請した月から翌年3月までの月数に合わせて1月あたり2枚を交付します。

※人工透析者は、1月あたり4枚を交付します。

◇<sup>りよう</sup>利用できるタクシー

タクシー会社名 <sup>がいしゃめい</sup>	でんわばんごう 電話番号	タクシー会社名 <sup>がいしゃめい</sup>	でんわばんごう 電話番号
まいにちかいご 毎日介護タクシー	30-5570	かわしま 川島タクシー	42-2124
ニコニコ やひめタクシー	23-0909	ニコニコ ちくご 筑後タクシー	0942-52-2134
だいまる 大丸タクシー	37-0045	ほしの 星野タクシー	52-2072
ココ kara	0942-27-9884	ひめのタクシー	24-8066
おもいやり かいご 介護タクシー	080-1000-0911		

◇<sup>りようほうほう</sup>利用方法

福祉<sup>ふくし</sup>タクシー<sup>りようけん</sup>利用券<sup>こうふ</sup>を交付<sup>こうふ</sup>しますので、タクシー<sup>りようじ</sup>利用時に乗務員<sup>じょうむいん</sup>に手帳<sup>てちょう</sup>を提<sup>てい</sup>示<sup>じ</sup>した上で利用券<sup>りようけん</sup>をわた<sup>わた</sup>してください。

※利用券<sup>りようけん</sup>を使用<sup>しよう</sup>される場合<sup>ばあい</sup>、利用券<sup>りようけん</sup>に氏名<sup>しめい</sup>や手帳番号<sup>てちょうばんごう</sup>等を<sup>きにゆう</sup>記入<sup>きい</sup>していただき  
ますようお願い<sup>ねが</sup>します。

◇<sup>りゆういじこう</sup>留意事項

- ・利用券<sup>りようけん</sup>を紛失<sup>ふんしつ</sup>もしくは破損<sup>はそん</sup>しても再交付<sup>さいこうふ</sup>しませんのでご注意<sup>ちゆうい</sup>ください。
- ・利用券<sup>りようけん</sup>が使えるタクシーは<sup>こがたしや</sup>小型車<sup>げんてい</sup>に限定<sup>げんてい</sup>しています。
- ・利用券<sup>りようけん</sup>の有効期限<sup>ゆうこうきげん</sup>は、交付<sup>こうふ</sup>した年度<sup>ねんど</sup>の末日<sup>まつじつ</sup>です。
- ・施設入所<sup>しせつにゆうしょちゆう</sup>中<sup>ちゆう</sup>、病院入院<sup>びやういんにゆういんちゆう</sup>中<sup>ちゆう</sup>の方は<sup>かた</sup>該当<sup>がいとう</sup>しません。

### 3) バス

バスの利用について料金の一部を助成する制度が各バス会社にあります。制度の詳細は各バス会社で異なりますので詳細は各バス会社へおたずねください。

#### ○西鉄バス

西鉄お客さまセンター ☎ 0570-00-1010

西鉄バス久留米(株)八女支社 ☎ 0943-23-3154

#### ○堀川バス

堀川バス(株) ☎ 0943-23-2115

### 4) JR

JRの利用について料金の一部を助成する制度があります。制度の詳細はJRへおたずねください。

#### ◇対象者

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方で下記

に該当する方

##### ①第1種

A) 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は手帳の「J

R 旅客運賃の減額」の欄に記載していますのでご確認ください。

B) 療育手帳をお持ちの方でA判定を受けてある方

##### ②第2種

A) 身体障害者手帳をお持ちの方は手帳の「JR 旅客運賃の減額」の欄に記載していますのでご確認ください。

B) 療育手帳をお持ちの方で第1種に該当しない方

C) 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方で第1種に該当しない方

じよせい ないよう  
◇助成の内容

しゅべつ 種別	わりびきたいしょう 割引対象	じょう しゃ けん 乗 車 券 るい しゅ べつ 類 種 別	わりびきりつ 割引率	ちゅういじこう 注意事項
第1種	ほんにんたんどく 本人単独	ふつうじょうしゃけん 普通乗車券	50%	かたみち いじょう りょう ・片道101km以上ご利用の ばあい かぎ 場合に限りります。
	ほんにん 本人と かいごしゃ かた 介護者の方	ふつうじょうしゃけん 普通乗車券  かいすうじょうしゃけん 回数乗車券  ふつうきゆうこうけん 普通急行券  ていきじょうしゃけん 定期乗車券		かいごしゃ かた とり ・介護者の方はお1人のみ わりびき てきよう 割引が適用できます。 しょうにていき わりびき てきよう ・小児定期は割引を適用でき ません。 かいごしゃ かた つうがくていき ・介護者の方が通学定期の しかく も ばあい つうきん 資格をお持ちの場合も通勤 ていき 定期となります。 ・ご本人さまと介護者の方 は、同一種類・区間の乗 しゃけんるい どうじ こうにゆう 車券類を同時に購入して いただきます。
第2種	ほんにんたんどく 本人単独	ふつうじょうしゃけん 普通乗車券	50%	かたみち いじょう りょう ・片道101km以上ご利用の ばあい かぎ 場合に限りります。
	ほんにん さいみまん かぎ 本人(12才未満に限る) かいごしゃ かた と介護者の方	ていきじょうしゃけん 定期乗車券		かいごしゃ かた とり ・介護者の方はお1人のみ わりびき てきよう 割引が適用できます。 しょうにていき わりびき てきよう ・小児定期は割引を適用でき ません。 かいごしゃ かた つうがくていき ・介護者の方が通学定期の しかく も ばあい つうきん 資格をお持ちの場合も通勤 ていき 定期となります。 ・ご本人さまと介護者の方は、 どういつしゅるい くかん じょうしゃけんるい 同一種類・区間の乗車券類 どうじ こうにゆう を同時に購入いただきます。

◇問い合わせ先

J R 九州案内センター（0570-04-1717）

※西鉄電車については

「西鉄お客さまセンター（☎ 0570-00-1010）」までおたずねください。

5) NHK放送受信料の減免

一定の要件を充たした場合、NHK放送受信料が減免されます。

◇対象者

○全額免除

障害者手帳を持っている方が世帯構成員であり、世帯全員が市民税非課税の場合

○半額免除

- ・世帯主兼契約者が視覚障害もしくは、聴覚障害の身体障害者手帳をお持ちの世帯
- ・世帯主兼契約者が身体障害者手帳（1・2級）、療育手帳（A）または、精神障害者保健福祉手帳（1級）をお持ちの世帯

◇必要な書類

- ・印鑑（認印可）

◇手続き窓口

健康福祉部	福祉課	障がい者福祉係	☎23-1335
黒木支所	市民生活福祉係	☎42-1463	
立花支所	市民生活福祉係	☎23-4932	
上陽支所	市民生活福祉係	☎54-2218	

やべししよ  
矢部支所

しみんせいかつふくしがかり  
市民生活福祉係

☎ 24-9142

ほしのししよ  
星野支所

しみんせいかつふくしがかり  
市民生活福祉係

☎ 52-3113

◇ 手続き方法 (必要な書類)

ふくしじむしよちょうしよめい う ほうそうじゆしんりようめんじよしんせいしよ わた ふうとう  
福祉事務所長の証明を受けた放送受信料免除申請書をお渡しする封筒に  
てNHK営業所あてに郵送してください。

◇ 注意事項

しやうがいしやてちやう とうきゆう せたいいん しゆうにゆうじようきやうとう へんか めんじよじゆう  
障害者手帳の等級や世帯員・収入状況等の変化により、免除事由が  
しょうめつ ばあい えいぎやうしよ れんらく ひつやう  
消滅した場合にはNHK営業所への連絡が必要となります。

れんらくさき かいせん こんざつ つな ばあい りやうしやう  
連絡先 ※回線の混雑により繋がりにくい場合がありますのでご了承ください。

NHK福岡放送局 営業部

〒810-8577 福岡県福岡市中央区六本松1-1-10

☎ : 092-715-7111

又は

NHKふれあいセンター

☎ : 0570-077-077

FAX : 045-522-3044

6) 携帯電話利用料の割引

けいたいでんわ きほんりやうきん わりびきとう う  
携帯電話の基本料金の割引等が受けられます。

◇ 対象者

しんたいしやうがいしやてちやう りやういくてちやう せいしんしやうがいしやほけん ふくしてちやう も かた  
身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

◇ 問合せ先

しやうさい てつづ かくけいたいでんわがいしや かくにん  
※ 詳細や手続きは、各携帯電話会社へご確認ください。



ONTTドコモ（ハーティ割引）

いっばんでんわ でんわばんごう  
一般電話からの電話番号0120-800-000

けいたいでんわ でんわばんごう  
携帯電話からの電話番号151

Oau（スマイルハート割引）

いっばんでんわ でんわばんごう  
一般電話からの電話番号0077-7-111

けいたいでんわ でんわばんごう  
携帯電話からの電話番号157

Oソフトバンク（ハートフレンド割引）

もよ 最寄りのソフトバンクショップ、ソフトバンク 取扱店 とりあつかいてん

7) 障害者手帳アプリ「ミライロID」

しょうがいしやてちょう しょうがいしやてちょう かぶしきがいしや ていきょう  
障害者手帳アプリ「ミライロID」とは、株式会社ミライロが提供するスマー  
トフォン用アプリで、お持ちの障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、  
せいしんしょうがいしやほけん ふくしてちょう しょうほう ない とうろく てちょうじょうほう  
精神障害者保健福祉手帳）の情報をアプリ内に登録することで、手帳情報が  
スマートフォン画面に表示できるようになり、その画面を公共施設等で提示す  
ることで、しょうがいしやわりびき う  
障害者割引を受けることができます。

◇留意事項

とうろくほうほう つかいかたとう かぶしきがいしや  
「ミライロID」の登録方法や使い方等は、株式会社ミライロのホームページを  
ごらん  
ご覧ください。なお、しゃしん てんぶ しょうがいしやてちょう とうろく  
写真の貼付のない障害者手帳は、「ミライロID」の登録  
はできません。また、つうしんかんきょうとう もんだい しょうがいしやてちょう  
通信環境等に問題があり、障害者手帳アプリ「ミライ  
ロID」の提示でしょうがいしやてちょう しょうほう かくにん ばあい かみばいたい しょうがいしや  
障害者手帳の情報が確認できない場合は、紙媒体の障害者  
てちょう ていじ ひつよう  
手帳の提示が必要になります。

わりびきじっししせつとう りよう かなら  
※すべての割引実施施設等でアプリが利用できるものではありません。必ず  
しょうがいしやてちょう けいたい  
障害者手帳を携帯ください。

かぶしきがいしや  
株式会社 ミライロHP URL : <https://mirairo-id.jp/>

## 9. 地域支援事業

### 1) 八女市障がい者基幹相談支援センター

障がいのある方及び障がいのある児やその家族の方が日頃困っていること、  
分からないこと等に対して相談や必要とする支援等を行ないます。

#### ◇対象者

障がいをお持ちの方及びその家族、または関係者

#### ◇利用方法【相談は無料です】

八女市障がい者基幹相談支援センターは、八女市の福島小学校南側正門  
付近にあります。

○住所 八女市本町17番地2

○連絡先 電話番号 22-2610 FAX番号 22-2664

○URL <http://liber-yame.net>

○開設時間 平日 8:30～17:15

※土日祝日、12/29～1/3は休館（事前相談があれば休館日対応可能）

### 2) 地域生活支援拠点センター事業（すいれん）

障がいのある方とその家族の方が住み慣れた地域で安心して暮らすための  
支援体制を整えるセンターです。

#### ◇対象者

障がいをお持ちの方及びその家族、または関係者

#### ◇緊急一時的な宿泊事業

家族の急な病気・入院などで一時的に家族介護が難しくなり、短期入所の

受け入れ先が確保できない場合、緊急一時的な宿泊事業を利用することができます。

#### ◇体験の場・機会

今後の生活設計を考えることを目的に、常時連絡体制を整えた「一人暮らし体験ルーム」を提供しています。

○住所 八女市本町17番地2

○連絡先 電話番号 30-3110 FAX番号 30-3101

○E-mail:[sui ren.yame@kind.ocn.ne.jp](mailto:sui ren.yame@kind.ocn.ne.jp)

○開設時間 平日 8:30~17:15

※土日祝日、12/29~1/3は休館（緊急宿泊は、24時間365日相談受付）

### 3) 地域活動支援センター事業

障がい者に対し、創作的活動及び生産活動の機会を提供する等の支援を行います。なお、八女市では、地域活動支援センターI型をNPO法人リーベルへ委託し、実施しています。

#### ◇問合せ先

・地域活動支援センターI型「かたろい」 電話番号 22-8720  
FAX番号 22-8730

### 4) 発達障がいの相談について

#### ◇福岡県発達障がい者支援センター「あおぞら」

福岡県発達障がい者支援センター「あおぞら」は、発達障がい児（者）への支援を総合的に行うことを目的とした専門的機関です。

本人とその家族が豊かな地域生活を送れるように、関連機関と連携し、地域における総合的な支援ネットワークを構築しながら、さまざまな相談に応じ、指導と助言を行っています。

- 住 所 やめぐんひろかわまちいちじょう 八女郡広川町一條 1361-2
- 電話 番号 でんわばんごう 0942-52-3455
- FAX 番号 ばんごう 0942-53-0621

## 5) 福岡県障がい児等療育支援事業について

福岡県障がい児等療育支援事業は、福岡県より委託をうけた施設が障害保健福祉圏域を中心として下記の事業を実施します。

- ・訪問療育事業：専門のスタッフが定期的に地域を巡回し相談援助を行います。
- ・外来療育事業：受託施設に来訪していただきご相談に対応します。
- ・施設支援事業：保育所、幼稚園、学校、事業所等へ出向き、相談援助を行います。

## ◇八女・筑後圏域での受託施設

障害者支援施設 蓮の実団地

- 住 所 やめしばば 八女市馬場6-1
- 電話 番号 でんわばんごう 0943-30-3111
- FAX 番号 ばんごう 0942-30-3112

## 6) 就業・生活の相談について

### ◇障害者就業・生活支援センター「デュナミス」

障害者就業・生活支援センター「デュナミス」は、障がいのある方が安心して身近な地域で働けるよう就職に関する相談や自立した日常生活を送るために必要な支援を行います。

- 住 所 つのえ 八女市津江544-1
- 電話 番号 でんわばんごう 0943-25-3120
- FAX 番号 ばんごう 0943-25-3121
- EMAIL dynamis@river.ocn.ne.jp

## 7) 高次脳機能障がいの相談について

### ◇久留米大学病院

高次脳機能障がいの評価、診断及び支援を実施し、高次脳機能障がい者への継続した支援を実施しています。

また、精神科領域における偏見を減じ、デイケア等でのリハビリを試み、地域における支援体制の構築を行っています。

○住所 久留米市旭町 67

○電話番号 0942-35-3311 (内線5351・デイケアセンター)

## 10. 防災について

### 1) 避難行動要支援者支援制度

大雨や台風などによって災害が起きるおそれがあるとき、安全に避難することが難しい人を登録し、日ごろの見守りや災害が起きたときの避難誘導、安否確認などの支援をお願いする制度です。

#### ◇対象者

- ・ 75歳以上の一人暮らしまたは世帯の人
- ・ 要介護認定3から5を受けている人
- ・ 身体障害者手帳1・2級（総合等級）の第1種をお持ちの身体障がいのある人（心臓、じん臓機能障害のみで該当する人は除く）
- ・ 療育手帳Aをお持ちの人
- ・ 精神障害者保健福祉手帳1・2級をお持ちで単身世帯の人
- ・ 市の生活支援を受けている難病患者の人
- ・ その他、避難支援の関係者が支援の必要を認めた人

#### ◇手続き窓口

総務部 防災安全課 消防防災係

☎：23-1731 FAX：23-2583

黒木支所 総務係

☎：42-1111 FAX：42-4591

立花支所 総務係

☎：23-5142 FAX：22-3512

上陽支所 総務係

☎：54-2211 FAX：54-2809

矢部支所 総務係

☎：47-3111 FAX：47-2855

◇ 手続き方法 (必要な書類)

ひなんこうどうようしえんしゃとうろくしんせいしよ  
○ 避難行動要支援者登録申請書

ぜんき まどぐち もう で  
前記の窓口申し出ください

2) FAXによる緊急情報の配信について

さいがいじ ひなんじょうほう ひなんじょ かいせつじょうほう きんきゅう よう じょうほう ぎょうせい  
災害時の避難情報や避難所の開設情報などの緊急を要する情報や行政  
じょうほう ちいき もよお どう じょうほう でんたつ きんきゅうこくちぼうさい ぜんせたい  
情報、地域の催し等の情報を伝達するため、緊急告知防災ラジオを全世帯  
はいふ おこな ほうそう き こんなん ほう  
に配付を行っています。しかし、ラジオ放送を聴くことが困難な方には、こう  
した情報が伝わらないことから、緊急情報に限り、ファックスを用いて伝達  
しています。

◇ 提出書類

きんきゅうじょうほう じゆしんもうしこみしよ  
緊急情報ファックス受信申込書

◇ 手続き窓口

そうむぶぼうさいあんぜんか しょうぼうぼうさいがかり  
総務部防災安全課 消防防災係

やめしほんまち ばんち  
〒834-8585 八女市本町647番地

☎ 23-1731 FAX : 23-2583

ゆうそう うけつけ  
(郵送または、ファックスでも受付ます)

## 11. その他

### 1) 心身障がい者扶養共済制度

この制度は、将来、独立や自活が困難と思われる身体または、知的及び精神の障がいのある方の保護者が掛金を出し合い、保護者が死亡または、重度の障がいになったとき、障がいのある方に年金を支給するという、共済制度です。

※ この制度に基づいて支払った掛金は全額が所得税および地方税の対象となる所得から控除され、また、受け取った給付金には所得税がかからず、年金等を受け取る権利は相続税や贈与税の対象となっておりません。

#### ◇加入できる方

心身に障がいのある方の保護者で次の要件をすべて満たす方

- ・ 65歳未満
- ・ 特別の疾病や障がいがないこと
- ・ 障がいのある方を現に扶養している保護者

#### ◇共済の対象となる障がい者

##### ①知的障がいのある方

##### ②身体障害者手帳をお持ちの方で障がいの程度が1級から3級の方

##### ③障がいの程度が上記と同程度と認められる方（精神疾患、脳性麻痺、進行性筋萎縮症、自閉症、血友病など）

##### ④対象の障がい者①と②に対し、いまだ心身障害者扶養共済制度に加入していないこと

#### ◇掛金

- ・ 保護者の加入時の年齢で異なります。  
(1口9,300円～23,300円)
- ・ 障がいのある方1人につき2口まで加入できます。



・生活保護世帯等掛金の納付が困難な者に対して減免制度があります。

◇受け取る額

加入者が死亡、または重度障がいになったとき、障がいのある人に支給します。(1口につき20,000円/月額)

◇手続き窓口

健康福祉部	福祉課	障がい者福祉係	☎23-1335
黒木支所	市民生活福祉係	☎42-1463	
立花支所	市民生活福祉係	☎23-4932	
上陽支所	市民生活福祉係	☎54-2218	
矢部支所	市民生活福祉係	☎24-9142	
星野支所	市民生活福祉係	☎52-3113	

2) 医療的ケア児在宅レスパイト事業

日常的に、たんの吸引や経管栄養が必要な、在宅の医療的ケア児の看護や介護を行う家族等の負担の軽減のため、ご利用の訪問看護ステーションが在宅の医療的ケア児を訪問して行う看護に係る費用について助成します。

◇対象者

次のすべての要件をみたす方

- ・八女市内に住所を有する方
- ・18歳未満、または18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にあ  
る方
- ・在宅で同居の保護者等から介護を受けて生活している方
- ・医師の訪問看護指示書による医療的ケアを必要としている方
- ・訪問看護による医療的ケアを受けている方

◇助成額

1時間あたり7,500円（1年度あたり48時間が上限）

◇手続き方法

指定訪問看護ステーションを経由して医療的ケア児在宅レスパイト事業利用申請書を提出してください。

3) 肢体不自由児高校奨学金

肢体不自由児（身体障害者手帳1級～5級）が高校へ進学したときに、年額3万5千円の奨学金を受けることができます。この奨学金は返す必要がありません。なお、いろいろな条件がありますので、下記に問い合わせください。

◇問い合わせ先

財団法人 福岡県肢体不自由児協会

住所 春日市原町三丁目1-7クローバープラザ6階

TEL 092-584-5723

#### 4) 生活福祉資金貸付事業

低所得者や障がいのある方、高齢者世帯に対し、資金の貸し付けと必要な相談支援を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的として、「生活福祉資金」貸付制度があります。

#### ◇手続き方法

○八女市社会福祉協議会 本所

〒834-0031

八女市本町599

TEL : 0943-23-0294

FAX : 0943-23-0242

E-mail : yamesyakyo@bird.ocn.ne.jp

○八女市社会福祉協議会 黒木支所

〒834-1216

八女市黒木町桑原207

TEL : 0943-42-2131

FAX : 0943-42-3959

E-mail :

y-syakyo-kurogi@clock.ocn.ne.jp

○八女市社会福祉協議会 立花支所

〒834-0074

八女市立花町谷川1156

TEL : 0943-37-0036

FAX : 0943-37-0083

E-mail :

kagayaki@bz01.plala.or.jp

○八女市社会福祉協議会 上陽支所

〒834-1102

八女市上陽町北川内123-1

TEL : 0943-54-3629

FAX : 0943-54-3847

E-mail :

joyo-shakyo@sweet.ocn.ne.jp

○八女市社会福祉協議会 矢部支所

〒834-1402

八女市矢部村矢部4058-1

TEL : 0943-47-3123

FAX : 0943-47-3124

E-mail : yabeshakyo@rice.ocn.ne.jp

○八女市社会福祉協議会 星野支所

〒834-0201

八女市星野村10775-14

TEL : 0943-52-3165

FAX : 0943-52-3518

E-mail : hosisyakyo@alto.ocn.ne.jp

## 5) 公営住宅について

### ○福岡県営住宅の倍率優遇措置について

住宅に困っている身体障がい者(身体障害者手帳1級～4級)、知的障がい者(療育手帳A1～B1)及び精神障がい者(精神障害者保健福祉手帳1級～2級)の世帯に、公営住宅への入居の抽選の際に、倍率優遇措置を行っています。

### ◇問い合わせ先

福岡県住宅供給公社

・本社

〒810-8538

福岡市中央区天神5丁目3番1号

☎ 092-713-1683

・筑後管理事務所

〒839-0864

久留米市百年公園1番1号

☎ 0942-30-2660

## 6) 知的障害者相談員

知的障害者相談員は、知的障がい者の家庭における養育、生活等に関する相談に応じ、必要な助言、指導を行います。

### ◇相談員

氏名	連絡先
にし 原 ひろ ふみ 西 原 洋 文	23-3934 (自宅)

7) 身体障害者相談員

身体障害者相談員は、身体に障がいがある者の更生援護に関する相談に応じ、必要な指導を行います。

◇相談員

氏名	連絡先
樋口芳子	090-5732-1314
井上國雄	0943-54-3307
樋口靖幸	090-5081-8011
高巣和也	090-8394-8347
栗原幸子	090-5487-2287
西聖香	090-8399-8792
馬場美紀	(FAX) 0943-23-7046

12. 八女市内の障がい者福祉事業所の情報について

八女市内の障がい者福祉事業所については、福岡県のHPで公表されております。

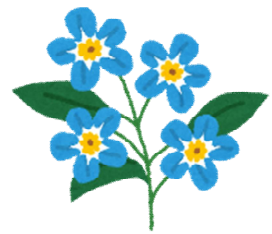
児童系サービス URL :

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/shougaijishiteijigyousyo.html>

障がい福祉サービス URL :

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/shougaijishiteijigyousyo.html>

## 身体障害者手帳の交付を受けられた方へ



### ～八女市身体障害者福祉協会からのお知らせ～

身体障害者福祉協会は、身体障害者手帳所持者の全国組織です。

その目的は、身体障害者の方々の生活しやすい環境づくり、福祉向上のための運動、自立支援のための活動など、一人では出来ないことをみんなの力で実現しようとするものです。

また、国や市など行政からの福祉情報のお知らせや障害についての相談、会員相互の親睦のための事業(スポーツ大会や旅行、バスハイク、親睦会など)を行っています。

八女市身体障害者福祉協会では、手帳をお持ちのすべての方のご入会をお待ちしております。

- 入会していただける方(年会費1,200円が必要です)は、下記の八女市社会福祉協議会各支所へご連絡をお願いします。
- ご連絡いただいた方には、後日当協会より詳しく案内させていただきます。
- 入会に年齢制限はございません。

### 八女市身体障害者福祉協会



#### 《八女市身体障害者福祉協会への連絡先》

**八女支部** 役員 樋口 芳子 ☎090-5732-1314  
八女市社会福祉会館 ☎23-0294

**立花支部** 役員 高巢 和也 ☎090-8394-8347  
八女市立花総合保健福祉センター(かがやき) ☎37-0036

**黒木支部** 役員 樋口 靖幸 ☎090-5081-8011  
八女市黒木地域交流センター(ふじの里) ☎42-2131

**矢部支部** 役員 栗原 正嗣 ☎090-3882-9709  
八女市高齢者生活福祉センター(ゆいのもり) ☎47-3123

**星野支部** 役員 西 聖香 ☎090-8399-8792  
八女市星野総合保健福祉センター(そよかぜ) ☎52-3165

○<sup>やめし</sup>八女市 <sup>けんこうふくしぶ</sup>健康福祉部 <sup>ふくしか</sup>福祉課

〒834-8585

<sup>ふくおかけん</sup>福岡県 <sup>やめし</sup>八女市 <sup>もとまち</sup>本町 <sup>ばんち</sup>647番地

<sup>でんわばんごう</sup>電話番号 0943-23-1335

FAX <sup>ばんごう</sup>番号 0943-22-7099